

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議*

酒井重喜

要 約

関税(customs)は、海上防衛と貿易保護を使途目的として新国王即位時に議会が終身間承認するのが慣習(custom)であった。この慣習が守られる限り関税は国王と議会の調和と互恵の象徴であった。しかし国王が大権的徵税権を、議会が課税合意権をそれぞれ排他的に主張すれば対立と不和の象徴となる。1629年の議会が、不法な付加関税賦課やスペインとフランスとの無益な戦争とその国内的圧迫(議会承認なき租税賦課・強制公債、恣意的投獄、市民への軍法施行、兵士宿泊強制)などの苦情の救済を関税承認の取引条件としたため、関税(トン税・ポンド税)法の承認は遅延した。これに對して国王は、自ら関税を賦課・徵収する大権を有しているとして非議会的徵収を止めなかった。議会は非議会関税を徵収または支払う者を「王国の主敵」とする『決議』を上げた。国王はこれを批判して議会を解散し以後11年間議会に依存しない財政封建制を開拓した。その行政的成功によつても議会の課税合意権=臣民の財産権の大義は忘却されることなく長期議会で再表出し、事態は内乱へ突き進む。

「一六二九年の議会が可決した、あの突飛な、有名な『三箇条の決議』・・が確認したところは、(一)何びとにあれイギリスに旧教もしくはアルミニウス教を持ち込もうとする者は、公共の敵と看做さるべし。(二)何びとにあれ議会の承認を経ざる租税の徵収を勧告したる者は、公共の敵と看做さるべし。(三)議会の可決したるにあらざる租税を支払いたる商人もしくは一般人は、すべて謀反人且つ公共の敵と看做さるべし、というのであった。これらの決議の性質に恐れをなした下院議長は、それが可決されるに先立つて、会議を閉会せよとの命令を王から受け取ったと宣言した。二人の議員が、議長の両腕を捉えて、無理やりこれを議長席に座らせた。二人は議長に向つて言った、『神かけて君は、下院が坐つていろという限りは、ここにこうして坐つているのだ』と。もう一人が扉に門をおろし、鍵をかくしに収めた。門衛が国王の名において扉を叩いた時には、誰も開けるものは無かった。動議は可決された。これは革命的な場面であった。チャールズもこれに答えるに革命的行動をもつてした。すなわち、閉会とともに、権利請願を無視して、九名の下院議員を投獄した。その中でいちばん有名だったエリオットは、

* 本稿の査読の労を取つていただいた二名の査読者にお礼申し上げます。

三年ののちロンドン塔で獄死した。すべての殉教の例に違わず、この偉大な議員の殉教もまた、清教主義をして一つの神聖な主義たらしめた。」⁽¹⁾ チャールズ一世第3議会第2会期における下院（庶民院）の「革命的」状況の簡にして要を得た叙述をモロアは上のように与えている。同議会第2会期における関税論争は上記の『三箇条の決議』（3月2日）とその反動としての解散（3月10日）によって途絶し、その後11年間の無議会時代を経て41年に長期議会（『大諫奏』第十八項）で再燃し、事態は42年内乱に突入していく。

ウィッグ史家（ガードナー、S.R.Gardinerら）は1620年代の国王と議会の憲法論争の高まりは、親政期に潜伏したものの長期議会で再浮上しそのまま内乱へとつながると見る。このように国王大権と議会特権の憲法論争を重視するウィッグ史観を批判する修正主義史家ラッセル（C.Russell）の主張は次のようにある。同期の議会の混乱は、宮廷内陰謀、枢密院内不和、地元選挙民の意向、戦争の危機への議員の鈍感さにその原因が求められる。さらに第3議会が伝統的関税であるトン税・ポンド税を承認しなかったことは不毛で非合理なものであり、事実としてスペイン・フランスとの戦争を遂行するに必要な関税をチャールズは治世当初より議会の合意抜きで徴収している。また第3議会の国王と議会の対立の契機となったものは、財政をめぐる憲法論争よりもアルミニウス派をめぐる宗教問題であった。⁽²⁾ 同じく修正主義史家のケニオン（J.P.Kenyon）は3月2日の議会内の「革命的」暴挙は地元選挙民の意向、戦費の必要性、王権の現実を理解しない議員の「不謹慎な」行為とする。⁽³⁾ ウィッグ史家と修正主義史家の対

(1) モロア『英国史』[下]水野成夫・小林正訳、新潮文庫、410頁。ここで「公共の敵」の元の英語は a capital enemy to this Kingdom and Commonwealth である。本稿では「王国と公共社会の主敵」とする。『三箇条の決議』は、The Stuart Constitution 1603-1688 Documents and Commentary edited and introduced by J.P. Kenyon (1966), p.85 にある。

(2) C.Russell, *Parliaments and English Politics* (1979), pp.403-6, 414-16. 修正主義史家の主要文献は以下の通り。C.Russell, 'Parliamentary History in Perspective, 1604-1629', in C.Russell, *Unrevolutionary England 1603-1642* (1990); C.Russell, 'The Nature of a Parliament in Early Stuart England', in H. Tomlinson(ed.), *Before the English Civil War* (1983); K.Sharpe, 'Parliamentary History, 1603-1629: In or Out of Perspective?', in K.Sharpe (ed.), *Faction and Parliament: Essays on Early Stuart History* (1978); K.Sharpe, 'The Personal Rule of Charles I', in Tomlinson(ed.) (1983), op.cit.; J.P. Kenyon (ed.), *The Stuart Constitution, 1603-1688* (1966); J.P. Kenyon, *Stuart England* (1978); G.R.Elton, 'The Stuart Century', in G.R.Elton(ed.), *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, (1974), ii; do, 'A High Road to Civil War', ibid.. 修正主義史家批判文献として次を参照。T.K.Rabb and D.Hirst, 'Revisionism Revised: Two Perspectives on Early Stuart Parliamentary History', *Past and Present*, no.92 (1981); R. Zaller, 'The Concept of Opposition in Early Stuart England', *Albion*, xii (1980). 酒井重喜「1620年代イギリス議会の『財布の支配』・苦情の救済と供与の承認の一体性・」熊本学園大学『経済論集』第22巻1-2合併号(2015)は、1621年から28年（「権利の請願」議会）までのイギリス議会において「苦情の救済」と「供与の承認」とが一体でありしかも前者が先行すべきとする議会側の主張をコグスウェル（T.Cogswell）の研究に拠って検討した。そこでは1628年までの補助税の供与を取り上げたが、本稿は前稿に後続する1629年議会における関税論議を取り上げる。いずれも議会の課税合意権の主張の持続的生命力を強調するものである。T.Cogswell, 'A Low to Extinction? Supply and Redress of Grievances in the Parliaments of the 1620s', *Historical Journal*, 33-2 (1990).

(3) Kenyon, (1966), p.61.

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

立でいずれに分があるのかが問われなければならない。ただモロアの叙述を見る限り、第3議会が関税をめぐる激論と騒乱のうちに解散された経緯は、財政問題の憲法的意義がそこでの中心的論点であったように思われる。

ジェームズ一世治世のペイト事件からチャールズ一世第3議会のトン税・ポンド税をめぐる論争まで国王による恣意的課税に対する庶民院の憲法的批判は一貫しており、議会の承認のない税を徴収する者と支払う者を「王国と公共社会の主敵」と難じた『決議』を力づくで採決した1629年の議会はそのピークをなしていた。修正主義史家が等閑視するのは、前期スチュアート朝に通底する恣意的課税に対する憲法的批判である。チャールズ一世治世における付加關稅・非議会的トン税・ポンド税・強制公債・徳金 *benevolence* や(1628年の提案の)消費税は庶民院議員の憲法感覚を甚く刺激し、加えてロンドンの商人など議会外のものも非議会的賦課を臣民の権利を侵犯する国王大権の過度の行使であるとみていた。本来種々の特権(初期独占)の授受を通して国王と癒着していたロンドン貿易商人が非議会的賦課をめぐって国王と対立し、これと連動して1629年の庶民院はトン税・ポンド税法案の承認をせず、非承認賦課の徴収と支払をするものを「王国と公共社会の主敵」とする『決議』を採択した。貿易商人と庶民院の「政略結婚 *a mariage de convenience*」(M. ジェームズ)⁽⁴⁾は、初期独占の一半が国王から離反すること意味し前期スチュアート朝の政治的状況を流動化させるものであった。

関税不払いの商人に対する関税官(請負人)の差押えが商人の反発を惹起し、その救済要求に国王が否定的な姿勢を取ったことが両者の決裂を決定的した。1629年議会で関税は主要問題であった。チャールズ一世が求めるトン税・ポンド税の議会承認は、『権利の請願』に盛られた種々の「苦情の救済 *redress of grievances*」を先行させることを条件として延期(事実上の拒否)されたが、その後も議会承認のないまま徴収は続けられ、関税は国王と臣民の伝統的な調和の象徴から臣民の権利に対する国王大権の侵犯の象徴へと変容した。1629年の議会は関税をめぐる臣民の権利への侵犯を有効に阻止できなかつたが、大権的に賦課されるトン税・ポンド税に抗議する庶民院と貿易商人の前例のない同盟が結ばれ、前期スチュアート朝議会の憲法闘争を一段と際立つものにした。

本稿は、チャールズ一世親政開始直前の1629年議会において、関税が国王と議会の調和の象徴から対立の象徴へ暗転する展開をポポフスキイの研究に依拠して検討し⁽⁵⁾、親政期に潜伏を余儀なくされたものの長期議会で再浮上し内乱の引き金となる憲法闘争の主軸としての関税問題の意義を明らかにする。

(4) M.James, *Social Problems and Policy During the Puritan Revolution 1640-1660* (1930), p.151.

(5) L.S.Popofsky, "The Crisis over Tonnage and Poundage in Parliament in 1629", *Past & Present*, 126 (1970).

一. 付加関税批判とトン税・ポンド税承認問題

・・・ジェームズ一世第1議会からチャールズ一世第2議会まで・・

トン税・ポンド税という伝統的関税（customs）は新国王の即位とともに議会が終身のものとして承認することがまさに慣習（custom）であった。しかし1625年チャールズ一世第1議会で庶民院は付加関税の合法性についての検討に時間を要するという理由で国王への関税を終身ではなく1年限りで承認した。国王はこれを侮辱として受け入れず議会を解散した（25年8月12日）。関税は終身供与が慣習でありしかもそれが基幹的収入であったため国王はその徴収を止めることなく続けた。1628年3月17日開会の第3議会でも関税の承認には至らず、議会不承認のままその後も同様に基幹的財源の徴収は続けられた。⁽⁶⁾

関税には即位時に終身で認められる慣習的なものとは別に緊急時に国王の収慮によって賦課される付加関税があった。レヴァント貿易における輸入干しブドウへの付加関税を議会合意のない違法なものとして支払拒否をしたジョン・ベイトが1606年に裁判にかけられ有罪となり破産の憂き目にあった。財務府裁判所の判決は次のようにあった。王権には通常的と絶対的の二つがあり、前者はコモン・ローと議会に拘束されるが後者は公共善（戦争・貿易）に係るものでその行使は国王の収慮によってなされ議会の承認を要件としない。付加関税賦課は絶対的王権によるもので議会の承認を要さず、よって議会不承認を理由とする同税不払は違法である。ベイト裁判のこの判決によって非議会的付加関税の違法性の嫌疑が払拭されたと思われたが、大権的課税に対する批判は鎮火することはなかった。⁽⁷⁾

輸入干しブドウへの付加関税合憲判決に力を得た国王政府（大蔵卿ロバート・セシル）は、1608年に他品目に付加関税を拡大して一般的付加関税を設けた。ただそのことは貿易商人に

(6) グリーン(和田勇一訳)『イギリス国民の歴史完』50頁、J.R.Green, *Short History of the English People*(rep.1926),p.496. クライムズは、1625~28年の3カ年間、議会が承認していないトン税・ポンド税を付加関税と同様に徴収したのは、「時効によって得た権利 prescriptive right」に拠ったと述べている。クライムズ(川北洋太郎、小松茂夫、杉原泰雄訳)『イギリス憲法史』(1965年)、177頁、S.B.Chrimes, *English Constitutional History*(1948),p.146.ガードナーは1604年のベイト事件で付加関税について認められた国王の「絶対的 absolute」権利(「通常的 ordinary 権利ではない」)に拠ったとしている。S.R.Gardiner, (ed.) *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1623-1660* (rep.1979),p.xxi. 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年)、135-38頁。「時効によって得た権利」と「絶対的」権利のいすれにしろ議会の課税承認権を否定するもので『権利の請願』は議会側の課税承認権の再確認を求めた。

(7) 付加課税の賦課理由としてアイルランドのオドハティの反乱鎮圧が挙げられたが、反乱は短時日に鎮圧されその目的が実際は国王歳入全般の補強であったことが推測される。酒井『財政史』、146頁。P.Croft, 'Fresh Light on Bate's Case', *Historical Journal*,xxx-iii(1987),pp.523-4,531,536.元来、干しブドウ付加関税はその起源に特異性があった。レヴァント会社によるコンスタンチノープル駐在イギリス大使館維持費に充てるために会社外のもぐり商人から徴収していた交易料が、政府の要求によって付加関税に読み替えて上納されたものである。酒井、同上書、132頁。船舶税が旧来の海港都市に国王大権による戦時の船舶徵用が1634年以降船舶税に読み替えられたとの類似している。酒井『チャールズ一世の船舶税』(2005)、第6章・9章参照。その他、不当に安価な毛織物輸出税と正規の水準との差額(不完全徴収分)が付加関税として徴収された。酒井、同上書、6頁。

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

根深い不信と不満を募らせ、チャールズ一世による議会承認なき関税の徴収に対する不満とも呼応していった。

外国貿易は国王の絶対的・非常時的大権のもとにあり、外国貿易への課税についても国王の管轄下にあるとするのがペイト裁判における財務府裁判所の判決であった。この裁判において、議会法(statute)によって関税を規制する議会の権利自体を疑問視する意見が判事の中から出されていた。それは、羊毛・羊皮に対する新たな税賦課は議会の合意を要するという法(45EdwardIIIcap.4)は一般的拘束力はなく、税賦課を国王大権に固有の権利であるというものであった。⁽⁸⁾さらに判事らは「臣民と政府のない王国はないように、収入のない国王もない」との信念から、ペイト裁判での輸入干しブドウへの付加関税の賦課権を再確認した。こうした見解は、関税に対する議会の承認権は14世紀に遡る正当な権利であるとみなしていた議会にとって、戦時・平時を問わず議会のあずかり知らぬ独立の収入の徴収権を国王に与えることは臣民の財産権(property)を犯す危険なものに思えた。⁽⁹⁾

大蔵卿ソールズベリによる1608年の付加関税の広範な商品への拡大は、それを貿易護衛(海上防衛)政策というよりは歳入政策として利用することを意図したものであった。付加関税は年額7万ポンドの歳入をもたらすものと見積もられた。⁽¹⁰⁾特定の付加関税の納税者は商人だけであったが、課税対象の拡大によって全消費者に拡散転嫁されることになり議会の課税承認権はそれだけ大きく毀損されることになる。こうした懸念を反映してジェームズ一世第1議会ではフラー・ヘドウェイによって付加関税が古来の権利に違背するという批判がなされ、「財産権に対するコモン・ローによる保護の神聖さ」が力説された。⁽¹¹⁾ハイクウェルは、合意なき課税を国王の特権として認めれば「その時国王と人民の間でだれが裁判官となるのか」と警告し、ホワイトロックは「課税とは議会の中の国王の権限によってだけ賦課されるものである」と論じた。⁽¹²⁾いずれも付加関税が国王大権の危険な切っ先であることを感じ取った主張であった。国王はこうした議会の付加関税批判の攻勢を受け、輸出品への付加関税を廃止するという後退をした。しかし新たに設けられた輸入品への付加関税は保持した。輸入品から国内経済を保護するという姿勢を見せる戦術であった。1614年のジェームズ一世第2議会(「混乱議会」)の議員はこの戦術に惑わされることなく、付加関税で新設・保持されたものは廃止されたもの

(8) Popofsky,op.cit.,p.47.n.7 ; *A Complete Collection of State Trials*, compiled by T.B. Howell,ii,pp.382-94; D.Hirst,'Revisionism Revised: The Place of Principle' *Past and Present*,no.92(1981),p.84.

(9) 城戸毅「イギリス身分制国家の展開」、青山吉信編『世界歴史体系イギリス史1』(1991年)、374-75頁。

(10) C.Russell, 'Parliament and the King's Finances', in Russell(ed.), *The Origins of the English Civil War* (1973),p.100.

(11) *Proceedings in Parliament*, 1610,ed., E.R. Foster,(1966),ii, pp.158-9, (Fuller), 186,189,194 (Hedley).

(12) Popofsky,op.cit.,p.47,n.9.

より多くの収入をもたらすことから、それが貿易護衛よりも歳入確保を目当てとするものであることを批判した。エド温・サンズは、付加関税は国王の賦課権の恣意的行使であり人民の財産を脅かすものであると批判した。議会の承認なき付加関税は違法であるとする議会の攻勢に対して、国王は解散の脅しをかけて押し返した。しかし付加関税の賦課も臣民の自由を保障する議会特権に固有のものであるという批判を議会は止めなかつた。⁽¹³⁾

ジェームズ一世第1議会（1610年）・第2議会（1614年）における激しい付加関税批判は、スペイン・フランスとの戦争が現実のものとして懸念された第3議会（1621年）・第4議会（1624年）では下火となつた。⁽¹⁴⁾しかしサンズやエドワード・クックらはなお大蔵卿ミドルセックスを攻撃し付加関税と（輸出向け毛織物の追加税である）不完全徴収関税の過重性と違法性を批判した。⁽¹⁵⁾法務長官ロバート・ヒースが付加関税と不完全徴収関税の法的根拠としてジェームズ一世期のトン税・ポンド税法を援用することができるとしたため庶民院の反発は火に油を注がれることになった。治世が改まってチャールズ一世第1議会（1625年）は、トン税・ポンド税法を付加関税・不完全徴収関税の法的根拠とする法解釈を否定する法案を用意した。サンズは、エドワード三世治世で付加関税・不完全徴収関税の支払いに応じた商人も議会の合意なき付加関税を合法的とはしなかつたと述べた。⁽¹⁶⁾

付加関税・不完全徴収関税に対する批判が、伝統的関税たるトン税・ポンド税問題に飛び火したことがチャールズ一世第1議会の特記すべきことである。チャールズ一世以前少なくとも15世紀以来、議会は新国王に關税を自動的に終身間与えてきた。中世混合王政では非常にのみ課税が認められるのが原則で、国王は議会に対して非常時たる根拠を示して「必要」が生じたことの説明(the plea of necessity)をしなければならなかつた。しかし、關税についてはその使途が海上の防衛と貿易の護衛であることが当然のこととされ「必要」論議は不要であった。

⁽¹⁷⁾しかしチャールズ一世第1議会で議員ウォルター・アールは、防衛の危機的状況はバッキ

(13) *Proceedings in Parliament, 1614 (House of Commons)*, ed. M.Jansson (1988), pp.213,433-4.

(14) ジョン・エリオットでさえ戦費のために關税収入が必要であることを認識していた。H. Hulme, *The Life of Sir John Eliot, 1592 to 1632* (1957), pp.45-6. 対スペイン・対フランス戦争と付加関税批判について次を参照。D.Hirst, 'Parliament, Law, and War', *Historical Journal*, (1988), p.458; ヘクスターは、ジェームズ一世は1621年の庶民院の議員に付加関税は彼らの財産を脅かすために用いられていないことを力説した、としている。J.H. Hexter, 'Power Struggle, Parliament and liberty in Early Stuart England', *Journal of Modern History*, I(1978), pp.39-40.

(15) C.J., i, pp.759-60, 763-5, 778; S.D.White, *Sir Edward Coke and The Grievance of the Commonwealth: 1621-1628* (1979), pp.99-100. 不完全徴収關稅(the pretermitted (overslipped) customs)について次を参照。F.C.Dietz, *English Public Finance, 1558-1641*, (1964), vol.2, pp.177, 373-4. 酒井『財政史』5-6, 95, 150頁。注(7)。

(16) PP, 1625, pp.313, 511; C.Russell, 'Parliament History in Perspective', pp.39-40.

(17) 議員ヘドウェイは1620年の付加關稅論議において「国王はトン税・ポンド税法によって海上防衛のために商品への税(subsidy of merchandises)を得る」と述べている。PP, 1610, ed. E.R.Foster, ii, p.181. ディーツの次の叙述が参考になる。トン税・ポンド税および羊毛・羊皮税という關稅はエドワード三世治世以来のもので国王の恒常的収入 the annual regularly recurring revenues of the crown の一部をなしてきた。ヘン

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

ンガム公の失策によるものであり、そのためトン税・ポンド税を自動的に終身間認めるのではなく1年限りで認める提案をした。さらに1年限りのトン税・ポンド税法に付加関税と不完全徵収関税を含めすべてを議会の統制下に置くことが意図された。⁽¹⁸⁾ クックはトン税・ポンド税が海上防衛を目的としており、国王が海賊などからの安全を確保するまでトン税・ポンド税の承認はないとした。⁽¹⁹⁾ 議員ロバート・フェリップスは、トン税・ポンド税は付加関税を含むものであり、「国王はトン税・ポンド税を臣民の贈り物として受け取りまた別の（付加関）税を課すことなくそれで満足しており、もしそんな（別の税を課す）権限を（国王が）持っているのなら見過ごすことは全くできない」と述べた。⁽²⁰⁾ トン税・ポンド税法に付加関税と不完全徵収関税を含めて議会が掌握するというアール＝フェリップス提案を庶民院は承認した。ラッセルは、これを庶民院が国王の関税収入を制限するのではなく増加させる試みであったとした。しかしこのラッセルの理解をポポフスキイは次のように批判する。クック、アール、フェリップスの批判は、国王財政運営の不手際(バッキンガム戦争政策の失敗など)に向けられたものであり、歳入歳出の全般にわたり議会による掌握を目指したもので、トン税・ポンド税法に付加関税と不完全徵収関税を含めるのはすべての関税を議会の統制下に置くためのものであった。それは関税収入の増加を意図したものでなく、端的に議会の「財布の支配」を拡大強化するためのものであった。アール＝フェリップス提案は、付加関税と不完全徵収関税を正当化するためにジェームズ一世のトン税・ポンド税法をチャールズがそのままなし崩し的に利用するのを逆手を取って、新たなトン税・ポンド税法に付加関税と不完全徵収関税を含めて議定税にしようというものであった。クックはこの趣旨から新しい関税率表の作成を提起した。伝統的関税に付加関税を合体させることで、当初は国王収入が増大するやもしれない。しかしラッセルの言うように税収増が関税率表作成の目的であったのではなく、関税率表を議会主導で作成することで関税賦課業務全般の権限を議会が奪取することが意図されていた。たとえ作成当初関税収入が増大してもそれは議会の「財布の支配」を弱化させるのではなく強化させるものであった。

リ七世はその最初の議会からトン税・ポンド税および羊毛・羊皮税を生涯間王国の防衛と海上での護衛のために授与され、それは土地収入と並んでチーダー朝の新たな歳入システムの基礎をなした。F.C.Dietz, *op.cit.*, (1964), vol.1, pp.11-2. ロスケルはトン税・ポンド税の終身間の授与を受けた中世の全国王のうちリチャード三世だけがその最初の議会であったかも当然のことのように授与された、と述べている。J.K.Roskell, 'Perspectives in English Parliamentary History', in E.B.Fryde and E.Miller(eds.), *Historical Studies of the English Parliament, 1399-1603* (1970), ii, p.318.

(18) Popofsky, *op.cit.*, p.50. 上に述べたように 1625 年庶民院は付加関税の合法性についての検討に時間を要するという理由で国王への関税を終身ではなく 1 年限りで承認した。国王はこれを侮辱として受け入れず議会（ウェストミンスター）を休会にし（25 年 7 月 11 日）、その後オックスフォードで再召集したが 10 日余りで解散した（25 年 8 月 1 日・12 日）。

(19) Russell, 'Parliament and the King's Finances', p.106.

(20) PP, 1625, p.317.

(21) G.A.ハリソンは、付加関税を盛り込んだ新関税率表を付した関税法が出来れば、議会が承認していない関税を国王大権の権限から議会の管掌下に移し、国王大権で恣意的に徴収される関税が今後さらに拡大するのを防止することになる、としている。(22) 問題は税収の多寡・課税の軽重ではなく管轄権のありどころにあり、大権的税の議定税への転換が意図されたのである。付加関税を盛り込んだ新関税率表を付した「トン税・ポンド税の1年限りの承認法案」は庶民院で通過した。しかし貴族院で一度読会がもたれたきりで法としては成立しなかった。

ラッセルは、フェリップスやアールやクックなどの議員による「付加関税を盛り込んだ新関税率表を付した1年限りのトン税・ポンド税法」の提起を、当時の最大の収入源の喪失を容認できない国王をその後も議会の承認なきトン税・ポンド税の徴収へと追い込むことになる「当時の最悪の意思決定」と評した。(23) 庶民院のリーダーたちは、今後の国王との交渉の中で各種の関税に対して議会が支配的に管掌するという原則を主張する意思を固めていた。基幹的収入の途絶を肯じえない国王に違法な関税の徴収を強いたのではなく、全関税を議定税であるとの確認をしようとしたのである。しかもその代価として関税の増収をも認めるというものであった。これを「最悪の意思決定」とは言えまい。しかし庶民院のリーダーたちにとって想定外であったのは、1626年に再度提出を考えていた「新トン税・ポンド税法案」がその年のバッキンガム公批判の渦の中で漂流してしまったことである。(24)

バッキンガム公批判に熱を上げた庶民院はその勢いで、付加関税の徴収を「臣民が被っている大きな苦痛」として非難し、トン税・ポンド税は議会の合意がなければ徴収不可であるとする抗議文を用意した。こうした動きに対して枢密院は、国王はこれらの税を国璽付き開封特許状でもって徴収できると反論し、同時に税の不払い者の投獄を命じた。税の不払い者の投獄は、関税を議会の合意を得ないままただ徴収するだけという前年の立ち位置からの大きな飛躍であった。抗議文が国王に提出される前に、チャールズ一世はその第2議会を解散した(1626年6月15日)。チャールズは、議会解散後の7月26日にトン税・ポンド税を付加関税とともに議会未承認のまま徴収を続けるよう指示を出し、「いまや同税は国王収入の主要なもので、国王を支えるために継続される必要があり、議会によって最終的な解決がなされるまで続けられるものである」とした。(25) 関税は議定税なのか国王の勅許状で徴収可能なのか。国王と臣民間の憲

(21) Russell, *Parliaments and English Politics*, pp.227-9 ; Popofsky, op.cit., p.50; PP, 1625, ed., pp.220, 278-9, 317, 398-401.

(22) G.A.Harrison, 'Innovation and Precedent: A Procedural Reappraisal of the 1625 Parliament', *Eng. Hist. Rev.*, cii(1987), pp.45-6.

(23) Russell, 'Parliament and the King's Finances', p.105.

(24) 前年 1625 年に国王が議会の承認なき税を徴収したことを免責する法案が用意されたがバッキンガム批判の喧嘩の中で脇に追いやられた。Popofsky, op.cit., p.51.

(25) C.J., i, pp.863, 867-9; Gardiner, *History of England*, vi, p.118; R.Cust, *The Forced Loan and English*

法的対立が明らかになってきた。1626年チャールズ一世第2議会の喧騒によって、議会が提案した新関税法は実現せず、国王が議会承認のないまま関税の徴収を続行するという「違憲」状態が続いた。そしてトン税・ポンド税の問題が、それ以前から苦情として問題化していた付加関税と切り離しがたく絡んでおり、両者の一体的解決なしには收拾しないことが明らかになった。

二．非議会的関税と「権利の請願」

・・チャールズ一世第3議会第1会期・・

議会の承認のない関税の賦課に反対した庶民院は、他方で、ジェームズ一世即位以来、国王から特許を受けた貿易会社による独占的貿易を批判し自由貿易を支持していた。独占的貿易会社はその特権について国王に依存するいわゆる「初期独占」の有力な一翼となっていた。国王と癒着する特権的貿易会社と自由貿易を支持する議会は犬猿の仲であった。庶民院の付加関税に対する憲法的批判活動に関しても、1606年のベイト事件があったにもかかわらず、特権的貿易会社はおおむね傍観者の態度を持していた。しかし1625年以降、付加関税とともに非議会的トン税・ポンド税の国王による徴収を批判する議会と、これらの税の納付義務者たる特権的貿易会社とが急接近していった。レヴァント会社は国王から貿易独占権を付与されるとともに関税の徴税請負権も与えられて、対外的と国内的の両面の「初期独占」権の授受で国王との結びつきがことのほか強かった。⁽²⁶⁾ しかし1625年にそれまで関税請負（「大請負」）に関わっていたモーリス・アボットとヘンリ・ガーウェイというレヴァント会社の有力者が「大請負」の契約更改に際してそれから排除されたことから国王とレヴァント会社との間にひびが入った。⁽²⁷⁾ またレヴァント会社は干しブドウ輸入付加関税（ハンドレッド当り2シリング2ペニス）に不

Politics 1626-1628 (1987), p.36; *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, ed., S.R. Gardiner, (1979), p.50.

(26) R.Ashton, 'Conflicts of Concessional Interest in Early Stuart England', in D.C.Coleman and A.H.John(eds.), *Trade, Government and Economy in Pre-Industrial England* (1976), p.115; A.C.Wood, *A History of the Levant Company* (1935). 1613年に干しブドウ税の徴税請負の7年契約が大請負を引き受けているシンジケートに与えられたが、このシンジケートに二人のレヴァント会社の有力者 W.ガーウェイと N.ソルターが加わっていた。これによってレヴァント会社は国王との関係を深めていった。徴税請負とレヴァント貿易商人は重複していたのである。その後本文で見る通り両者は離反していく。

(27) 大請負は、1625年にW.コッケインとP.ピンダーが代表となり J.ウルステンホームやA.ジェイコブらを含む新しいシンジケートに年レント 5万ポンド、1625年12月から 5年の契約で与えられた。酒井『財政史』98-101頁。アボットとガーウェイは大請負から排除されたが、ブドウ酒税と干しブドウ税への雜請負（3.5年間、レント £ 44,005）を獲得している。アボットは、有力な庶民院議員のダドリ・ディックス（1626年のバッキンガム攻撃のリーダーでアボットと同じく東インド会社のリーダー）とのつながりがあったが、ディックスが、1628-9年にトン税・ポンド税の承認を支持し、議会から攻撃されていた関税官・請負人への処罰に消極的であったことから、アボットが1628年9月の関税をめぐる商人の「暴挙」に加わったことをディックスが支持したとは考えにくい。

満を持っていた上に、コンスタンチノープル駐在英大使に王党派のトマス・フィリップス (Thomas Phillips) が指名されたことにも反発していた。レヴァント会社は同社が適任とするものを選ぶ権利をエリザベスとジェームズ一世以来享受してきたと訴え、1626年7月19日に現職のトマス・ローの大使継続を請願した。この請願は受け入れられず同会社の大使選任権は失われた。⁽²⁸⁾ 特權的貿易会社であるレヴァント会社が国王と癒着関係にありながら、付加関税と大使選任の問題で関係に亀裂が入り、付加関税と非議会的トン税・ポンド税への憲法的批判を強める庶民院と連携する素地が生まれた。逆に、そのことは独占的貿易会社が、付加関税の徴収にあたる徴税請負利害との対立としても現れ、同じく「初期独占」あるいは「特許的利害 the concessionary interest」でありながらその内部に深刻な対立が生まれた。⁽²⁹⁾ この対立によって、徴税請負人は一層国王依存を強め、それに対抗して独占的貿易会社は議会と急接近して「政略結婚」を結ぶことになった。⁽³⁰⁾

関税徴税請負人は徴税額と国王に支払うレント額との差額をその利潤源としていた。レントの前払いであるアドバンスの利子は徴税分から差引かれ、戦争や伝染病による徴収困難分は「徴収欠損」として保償された。請負人は利益を確保するためにその徴収は勢い苛烈になった。⁽³¹⁾ このような請負人への批判は当然大きかったが、財政難にある国王はそれが提供する前貸し(アドバンス)は捨てがたいもので、両者の関係は癒着を深めるばかりであった。折しも対スペイン・対フランスの戦争のための戦費調達の圧力がかかり、1627年2月に、枢密院は、問題の干しブドウ付加関税(ハンドレッドウェイト当たり2シリング2ペンス)を支払わないレヴァント商人に対する法的措置を開始し、不払い商人の商品を納税に応じるまで差押えるよう関税官(customs officers)に命じた。⁽³²⁾ 関税官と請負人は徴収厳格化によって徴税額の引き上げをはかり、国王も過小評価や税逃れをしている輸入品の監視を強化するよう関税官・請負人に厳命した。⁽³³⁾ こうした国王側の締め付け強化に対する商人側の反発は、議会の承認のない新たな財政計画(強制公債・徳金・船舶税)に対する反発と呼応して強まった。⁽³⁴⁾ 折からの対スペイ

(28) *PP, 1625*, p.309; Wood, *op.cit.*, pp.87-8. 酒井『財政史』129-33頁。

(29) 初期独占の請負利害と貿易利害の分裂ならびに貿易商人と議会との政略結婚について次を参照。酒井『財政史』61-2, 69-70, 118頁。R. Ashton, *The City and the Court, 1603-1643* (1979), ch.4.

(30) 注(4). ドップはこれを「議会派陣営の最右翼」とした。京大西洋史研究会訳『資本主義発達の研究』上巻(1954)、244頁。浜林正夫「『初期独占』と市民革命」『社会経済史大系V』(1959)、23頁。

(31) 関税請負人の国王政府との癒着は、かれらの大蔵卿ミドルセックス伯ライオネル・クランフィールドへの贈賄に象徴される。R.H.Tawney, *Business and Politics under James I* (1958), pp.257-63; M.Prestwich, *Cranfield: Politics and Profits under the Early Stuarts* (1966), pp.443-50; C.J., i, p.764.

(32) *Acts of the Privy Council, Jan.-Aug. 1627*, pp.103-4, 136.

(33) *Calendar of State Papers, Domestic, 1627-8*, p.256.

(34) 1628年の船舶税計画とその断念について、酒井『船舶税』276-84頁。強制公債について R.Cust, *The Forced Loan and English Politics 1662-1628* (1987). 酒井「財布の支配」107-109頁。

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

ン・対フランスの戦争による貿易の混乱もあり貿易商人の不満は募るばかりであった。しかし国王側は、国王収入の主要部分である関税の一部であってもその喪失は王国存続を危殆に陥れるとして徴収の締め付けを強化するばかりであった。⁽³⁵⁾

先に見た通り、戦争による貿易不振が商人全体を圧迫するという事態の中で、付加関税の違法性やその徴収に当る請負人の暴利やコンスタンチノープル大使選任権をめぐるレヴァント商人と国王の軋轢などによって、議会の承認なき付加関税の批判を強める庶民院とレヴァント商人が急接近するという前代未聞の展開が見られた。1628年1月にチャールズ一世はその第3議会を開き(28年3月17日開会)、戦費のために毛織物とワインを除く商品で付加関税がかけられていない商品への関税を2倍化する歳入法の提案を表明した。⁽³⁶⁾議会は、強制公債拒否者に対する「五騎士事件」に見られる国王側の高圧的措置に批判を強めており、他方では、議会開会を前に、干しブドウ付加関税の支払いを拒むレヴァント会社のメンバーの投獄と国王役人によるその商品の差し押さえがあり、レヴァント商人は付加関税と差押えへの批判を先鋭化させた。⁽³⁷⁾かくして議会とレヴァント商人の連携は一層現実味を帯びていった。

1628年第3議会で当初期待されていたことは、国王が望むトン税・ポンド税法案がそのうち成立し、それによって1625年以来議会の合意のないまま徴収されてきた関税が遡及的に合法化され、また付加関税論争にも決着が付けられるであろうというものであった。そのため干しブドウ付加関税といった特定の税に対する批判や関税不払い商人の投獄・差し押さえの問題は、取り敢えず本体のトン税・ポンド税法とは切り離された。⁽³⁸⁾『権利の請願』にまとめられる恣意的投獄・強制公債・市民への軍法適用・兵士宿泊強制などの苦情を整理しながらも、議員らはトン税・ポンド税を本来の目的である海上防衛・貿易護衛のために有効に用いなかつたという使途批判をするにとどまった。授与された租税がフランス・レ島遠征(27年10月)やスペイン・カディス遠征(25年9月)などの惨敗に終わった無益な作戦に浪費されたと批判する議員らは新たな供与要求の承認を渋った。エドワード・クックは「この上さらに海上防衛のために供与しなければならないのか。それが我々の(gift 承認)なしで徴収されたうえ別の方向に流用されたというのに。」と批判した。クックらはトン税・ポンド税法案が、『権利の請願』に盛り込まれる種々の苦情の救済を国王に承諾させるための強力な武器であることを十分

(35) イタリア大使コンタリーニが「交易の崩壊と途絶」と述べた事態について次を参照。Calendar of State Papers, Venetian, 1626-8,p.277; B.C.Supper, Commercial Crisis and Change in England, 1600-1642 (1970), p.112; Acts of the Privy Council, Jan.-Aug. 1627, p.121.

(36) Acts of the Privy Council, Sept. 1627-June 1628, p.244.

(37) Common Debates, 1628, ed.R.C.Johnson, M.F.Keeler, M.J.Cole and W.B.Bidwell (1977-8), ii, pp.125-7, 329-30, iii, pp.173-6.

(38) Ibid., ii, p.250.

認識していた。ただトン税・ポンド税が苦情救済を得る武器ではあったが、国王歳入の基幹をなす同税の承認を遅延させることは考えてもそれを否認し国王を窮屈化させること自体を意図することはなかった。「供与の承認」は「苦情の救済」と不離一体のものと考えられていた。ただ救済が供与に先行すべしとの認識もあった。この認識によって歳入法案（補助税法とトン税・ポンド税法）の承認が引き延ばされたのである。⁽³⁹⁾

ただ1628年4月9日に、ジョン・バンクスがまたもやトン税・ポンド税と付加関税の問題とを結びつけ、新たな付加関税の拡大は控えるというジェームズ一世の約束が破られたという批判を展開し、⁽⁴⁰⁾ この批判を受けて、議会では「新関税率表」を国王関税官から聞き糾して議会自らが作成する案が再浮上した。⁽⁴¹⁾ しかしその後、5月6日まで庶民院ではトン税・ポンド税についての論議は脇に置かれ、恣意的投獄・強制公債・市民への軍法適用・兵士宿泊強制などの苦情の救済が論議され、国王が拒否するであろう「立法」によるのではなく「請願」として国王に提出する考えが出された。⁽⁴²⁾ エドワード・アルフレッドは、この『権利の請願』に議会の合意なき課税批判という「重大な *heavy* 苦情」を加えるべきとした。しかしかねて「謀殺的 *murdering* 苦情」だけが『請願』に入れられるべきという持論を持っていたフェリップスがこれに反対した。ラッセルは、フェリップスが反対した理由を、トン税・ポンド税や付加関税の非議会的徵収は強制公債や恣意的投獄に対する苦情が持っている重要性と緊急性を欠いていると見たからである、としている。すなわちフェリップスが議会の課税承認権を重視している。

(39) 1628年3月に5つの補助税が承認され、6月に非承認トン税・ポンド税の徵収に対する抗議文が議決され、同6月国王が『権利の請願』を受諾した。『権利の請願』と「5つの補助税」との取引について酒井「財布の支配」111・112頁、『船舶税』195・6頁、注(26)。

関税（間接税）は補助税（直接税）と同じく議定税ではあるが、関税はその中間的性格のため問題は複雑になる。議会が承認する租税は基本的に戦費に用いられる有期の直接税であった。課税根拠として対外戦争がメインであったが内乱鎮圧や先王の負債返済や即位式・立太子の費用などがあり根拠が希薄であればあるほど「供与の承認」に「苦情の救済」が交換条件として求められた。関税は国王即位時に慣習的に認められる議定税ではあったが終身間授与されその間「国王私財」を構成した。海上防衛・貿易保護を途としており、通常「関税の承認」に日々の「苦情の救済」が交換条件と示されることはなかった。しかし1625年付加関税の違法性論議の決着を待つという理由から、議会はトン税・ポンド税が終身間でなく1年限りとした。国王はこれを侮辱として認めず、トン税・ポンド税は議会承認を得ないまま国王は徵収を続けた。この違法関税の徵収と法的疑義のある付加関税の不払い者に対する差押えに貿易商人の不満がいよいよ高まった。自らの課税権に固執する議会と貿易商人の連携がなりさらに無益な戦争政策による強制公債・恣意的逮捕・軍法に市民への適用・兵士の民家宿泊強制への不満が結合した。これらの「苦情の救済」が「トン税・ポンド税の承認」をする交換条件となった。戦費のための有期直接税の承認と「苦情の救済」との取引とは共通面と相違面がある。

(40) 前出137頁。

(41) Popofsky,op.cit.,p.55.

(42) 立法によらず請願によって種々の苦情の救済を訴えることになったが、「ふつう私的な問題について用いられる権利請願という手段を、公的な不服の救済を求めるために用いる先例はなかった。」従ってチャールズ一世が『権利の請願』を承認しても「法律を変更する」必要はなかった。クライムズ（小松茂夫他訳）『イギリス憲法史』（1965）、159頁。

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

なかったからであるとした。⁽⁴³⁾ ポポフスキーはこのラッセルの見方を次のように批判している。庶民院が、トン税・ポンド税法案を推進することと、同法案を付加関税批判と絡めて議論することを躊躇ったのは、『権利の請願』の進捗を優先させる政治的判断があったからである。庶民院はその停止を望んだ国王大権の乱用（恣意的投獄・強制公債・市民への軍法適用・兵士宿泊）についての請願と、歳入について、彼らがそれを授与する意図をもちつつ、ただその承認権の再確認を目指していた関税に関する批判とを混淆させることを避けたからである。収入自体を否定するのではなく、ラッセル説とは逆に、その承認権（管掌権）の確保を意図したのである。議会はあくまで課税承認権にこだわっていたのであり、国王の窮屈化を意図したのではなかった。⁽⁴⁴⁾ それは戦争にまつわる国王大権の乱用についての「苦情」とは別の問題であった。しかし結果として戦時大権の乱用問題と非議会的付加関税に対する苦情とが結合されて『権利の請願』に盛り込まれることになった。

『権利の請願』の審議が進捗した5月17日になって、付加関税とトン税・ポンド税を結びつけるバンクスの考えが受け入れられた。庶民院は、ぶどう酒・干しブドウの付加関税をはじめ付加関税一般に対する不満をトン税・ポンド税法案と結びつけて検討を再開した。レヴァント商人から出された付加関税を違法とする陳情を議会が国王に取り次いだが、国王がそれを無視したことに対して、E.クックはペイト裁判（1606年）での判決が判事の間で分かれていたことを改めて取り上げてレヴァント商人の陳情を援護し、またフェリップスは付加関税が違法であるとする1610年と14年の議会決議を取り上げた。⁽⁴⁵⁾ さらに議会は、財務府会計官E.ソーヤーと関税局の役人及び関係する印刷官に、政府側で用意されている「新関税率表」はいかなる権限で作成され印刷されたのかを明らかにするよう糾そうとした。しかし6月2日に国王が『権利の請願』を受け入れないのではないかとする情報が入って議会は急遽ソーヤー糾問を中断した。⁽⁴⁶⁾ しかし『権利の請願』は補助税法案とのかけ引きの中でなお命脈を保っていた。その間（6月5日・6日）議会は、『権利の請願』審議の成り行きを注視しつつ、議会の合意なきトン税・ポンド税問題とともに宗教（アルミニュウス派）問題を絡め新たな抗議文作成にかかる

(43) ラッセルのフェリップス理解について Russell, *Parliaments and English Politics*, p.344. ガードナーは、庶民院が、トン税・ポンド税と付加関税の論議と『請願』論議を分離しようとしたのは、国王の戦争政策の国内的波及＜市民への軍法適用・兵士宿泊強制・戦費のための強制公債・その拒否者の投獄＞の抑止を求めるに集中したためであり、またとりあえず暫定的な供与の承認（5つの補助税）をしてその後課税についての本格的議論する権利を留保しようとしたからであるとしている。 Gardiner, *Constitutional Documents*, p.xxi.

(44) Popofsky, op.cit., pp.54-5.

(45) C.D.1628,iii,pp.447,450.

(46) Ibid.,iii,p.458.

った（6月14日に議決）。（47）これを契機に国王は6月7日に5つの補助税と引き換えについて『権利の請願』を受け入れた。この時、議会は1628年2月に枢密院が提起した消費税を取り上げて批判し、とりわけその徵収にドイツで徵集した騎兵隊が用いられる噂が広まったため議論は熱を帯びた。E.クックはこの消費税計画を「（非議会的）課税によって資金調達をしようとする（国王）大権」の乱用であると批判した。（48）

国王が5つの補助税と引き換えに『権利の請願』を認めて、6月20日に再度議論の焦点はトン税・ポンド税を明記列挙する「新関税率表」に移った。ロンドンの関税徵収官でかつ関税徵収請負人であるアブラハム・ドーズは、議会で次のように証言した。国王の命を受けたE.ソーヤーはドーズとの協議のなかで、「新関税率表」によって「国王は（そうとは知らぬ間に税収を）容易に倍増することができる」と言明した、と。徵稅担当者のこのような証言は議会を驚かした。トマス・ウェントワースらの議員はドーズが明らかにした事実に憤慨し、ソーヤーの言質は「国王も知りえない違法行為」を示す「邪悪で憎むべき発言」であると強調した。（49）これまでの「関税率表」への国王自身のかかわりがどうあれ、その役人を通して慣習的税率をはるかに超える税率で、「トン税・ポンド税という（一つの）項目」で年額約15万ポンドを得ており、しかも関税請負人は事実上付加関税であるものから多額の利益を得ていたことも明らかにされた。（50）関税（トン税・ポンド税）と付加関税との区別を不分明にし「トン税・ポンド税」の名の下に合体されたことは国王の誠意が疑われかねない増収策であった。E.クックはこれを「15分以内に1シリングを2シリングにする」術策であると批判した。（51）しかし国王は、ソーヤーとドーズに「新関税率表」の作成を確かに命じたが課稅加重の指示はしていないとしたため、庶民院はソーヤーを偽証罪と国王の指示なく行動した廉で投獄し今後議員になることを禁ずる措置を取った。（52）

これらの論議はトン税・ポンド税法の成立を危うくするものであった。付加関税問題の解決がなければトン税・ポンド税法を臣民にも国王にも受入可能なものにすることはできないと議員らは認識した。庶民院が6月25日に国王に提出する抗議文は、議会の承認なしにトン税・

(47) *Ibid.*,iv,p.155.

(48) *Ibid.*,iv,pp.190,314,290n.15,296.

(49) *C.D.,1628*,iv,pp.392-3。「われわれの法は、法に背く国王の命令は無効としている」というグレンヴィルの意見は国王の可謬性を認めたものであるが、彼は同時に国王がその役人の行動を違反とすることを認めつつ、「もし違法な命令があればそれは誤報である」と慌てて付言した。ソーヤーとドーズについては酒井『財政史』103-4、243頁参照。

(50) 6月20に關稅徵稅請負人は「徵收欠損」という名目で国王に年額30,000ポンドの損失を与えていたというソーヤーの説明を受けて、セルデンはソーヤーの企画者としての責任を糾し「事前に事實の隠蔽を謀った責任」を追及した。*C.D.,1628*,iv, pp.392,395, 397,398,400,408.

(51) *Ibid.*,iv,p.413.

(52) *Ibid.*,iv,pp.418-9.

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

ポンド税や付加関税を徴収することは「王国の基本的自由を破ることを意味しさきの『権利の請願』に対する国王の諾意にも反する」とした。議会は商人に対して、「(国王は) 法の裏付けのない賦課の支払を拒否する臣民から悪意を持って取立てるべきでない」と訴えて立ち上がるよう促した。⁽⁵³⁾ しかし6月26日、国王はその関税賦課が『権利の請願』に違背するものでないとし、国王は大権によって自己のものと考えている収入は「王冠の華でありそれなしには自分の存立がかなわない」としてその徴収を続けた。⁽⁵⁴⁾

ラッセルは、(5つの補助税は承認したもの)トン税・ポンド税を庶民院が拒否したこと、「議会をそのまま開き続けることを(自ら)言いづらくした」としている。⁽⁵⁵⁾ これは「議会は自らを財政的に無益なものたらしめている」との国王自身の見方と呼応している。ポポフスキーは、庶民院の本意は、トン税・ポンド税の拒否によって自らを財政的に無益なものたらしめるうことではなく、国王に対してトン税・ポンド税の名のもとに付加関税を徴収することの違法性を明らかにし国王に『権利の請願』に背く行為をやめる機会を供することにあり、そうしない限り商人の納税ストライキが起こることを警告するものであった、としている。⁽⁵⁶⁾ 憲法的正義の主張であって財政的非協力の意思表明ではなかった。

チャールズ一世は1628年6月26日に第3議会第1会期を停会した。その前日に議会承認のないトン税・ポンド税を自由の破壊とする抗議文を出していった庶民院は、この停会後に国王が下獄していたソーヤーを釈放し、アルミニウス派聖職者を大量に昇進させたことで国王への不信感を一層強めた。さらに国王は、28年8月のバッキンガム公暗殺後、旧来の寵臣(ブリストル伯、アランデル伯)を復帰させ、隠れカトリック教徒のリチャード・ウェ斯顿(後のポートランド伯)を大蔵卿に抜擢した。議会の国王不信は一層募っていった。⁽⁵⁷⁾

一方、貿易商人の国王からの離反も一層強まった。1628年7月にレヴァント会社はフランス・ラロッシェル遠征艦隊のために1万ポンドの貸付を国王から要求されたが資金難を理由に断った。カレー遠征の際に提供した船舶について国王はレヴァント商人に多額の未返済金があること、レヴァント商人が税關に多額の未納金があること。こうした資金的圧迫を理由にレヴ

(53) *Ibid.*,iv,p.471.

(54) *Ibid.*,iv,pp.471,482.この大権とクライムズの言う「時効によって得られた権利」との異同について筆者は不明である。グリーンは「チャールズは議会の協賛を経ない課税を行う権利を放棄したが、慣習上、依然として王権に支払われていた課税を取り立てる権利を留保し、そしてその中に噸税、磅税を加えた」としている。『イギリス国民の歴史完』58頁。

(55) Russell, *Parliaments and English Politics*,p.388.

(56) Popofsky,*op.cit.*,p.58.グリーンは「庶民院は、これまでの関税の不法徴集で行われた不当が除かれねば、この税に協賛を与えることは延期するという態度を取ってきた・・」として拒否 refuse という言葉でなく延期 defer としている。『イギリス国民の歴史完』60頁。

(57) C.S.P.V,1628-9,pp.394-5,no.566. ただこの人事改造によって戦費縮減をもたらすスペインとフランスとの講和の可能性も生まれた。

アント会社は国王の貸付要求を断った。また東インド会社も、国王からの1万ポンドを3週間借り受ける要請を断っている。国王貸付を拒否したのは、トマス・スウェスウィックなる人物による東インド会社攻撃が、非特権商人のもぐり貿易による利益の一部を国王に上納する計画の一部であったことが判明したからである。これは国王自身による貿易独占破りである。8月になってレヴァント会社にまたも圧力がかけられた。一つは、干しブドウ付加関税を支払うようにとの新たな催促であり、二つは、「荷揚げされ税を払わずに錠のかかる安全な倉庫に運び去られる干しブドウを差し押さえよ」との指示が関税官に出されたことである。⁽⁵⁸⁾

貿易商人と国王政府とのにらみ合いは9月になって暴発した。関税官に自分たちの商品を差押さえられた約30名の商人が税関の倉庫に押し入り差押え品の大半を持ち去ったのである。この「暴挙」に加わった者には、関税請負から排除されたモーリス・アボットやウィリアム・ガーウェイなどレヴァント会社と東インド会社の理事を勤める裕福な商人がおり、またサミュエル・ヴァサルのように1626-7年の強制公債不買者もいた。さらにレヴァント会社と東インド会社の理事のニコラス・リートや、翌29年議会で差押え品取戻し問題を提起することになるレヴァント商人にして議員であるジョン・ロールも加わっていた。政府はこの「暴挙」に対して海軍を出動させた。レヴァント商人ジョン・フォークの商品がこの時新たに関税官に差押さえられている。⁽⁵⁹⁾ また枢密院は関税不払いのレヴァント商人リチャード・チェンバーズを喚問した。チェンバーズは「(商人が) イングランドほど搾取されているところはない。トルコでは商人はもっと優遇されている。」と抗弁したため侮辱罪で投獄された。⁽⁶⁰⁾

政府は1628年9月の「暴挙」に関わった反抗的商人の訴追にとりかかり、そのため10月に再開することになっていた第3議会第2会期を翌年1月まで伸ばした。侮辱罪で投獄されたチェンバーズは、10月23日に保釈金を支払ってようやく釈放された。釈放後直ちにチェンバーズは税の不払いのために差押えられた彼の商品の取戻しにかかった。取戻しをするためにロンドンのシェリフ裁判所に「原状回復令状(a writ of replevin)」を申請した。しかしそれは財務府裁判所からの指令で直ちに拒絶された。⁽⁶¹⁾ ジョン・ロールも「原状回復令状」を申請したが、国王は差押品に所有権(a presumed right)を持っているという理由で財務府裁判所はそれを拒否した。⁽⁶²⁾ ただ商人の原状回復の訴えが拒否されたものの、財務府裁判官は当該税に対する

(58) Ashton, *City and the Court*, p.127; *Acts of the Privy Council*, July 1628-Apr. 1629, p.98.

(59) V.Pearl, *London and the Outbreak of the Puritan Revolution: City Government and National Politics* (1961), p.316.

(60) 酒井『財政史』101,112,177頁。

(61) *Acts of the Privy Council*, July 1628-Apr. 1629, p.170.

(62) *Historical Collections*, ed. Rushworth, i, pp.641-2; C.D., 1629.

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

国王の権利問題は微妙な論点であり次の議会で論議されるべきとしていた。⁽⁶³⁾ 商人らは抵抗を続け、「すべての商人は商品を隠して(lie)おいて、国王のトン税・ポンド税の徴収が合法化されるまで当該税を支払はない」という構えを崩さなかった。⁽⁶⁴⁾ 事実、多くの商人は税を支払わずに輸入商品の搬入を続け、これは財務府が差押え品返還を拒否した後の29年の議会開会中も続いた。ラッセルは、「トン税・ポンド税は議会が承認していないという理由でその支払いを拒否する商人の数は少数で（しかも）減少していた」と述べているが、議会による当該税の承認もない状態で、差押え品の現状回復が認められず商人の抵抗は止むことがなく、庶民院では5百名もの商人が商品差押さえを蒙っているという報告もなされていた。⁽⁶⁵⁾ 関税を支払わず密輸入を続けていたレヴァント商人のジョン・フォークスとバーソロミュー・ギルマンの両名も、枢密院の命令で逮捕されている（28年12月）。⁽⁶⁶⁾ イタリア人サルベッティは、1628年12月2日の記録で「船員と国王陛下の関税官との間で日々争論がなされている。船員は通常の税の支払いを拒否し、議会は現国王の父になしたように現国王には税の承認をしないと言い張っている。」と記している。⁽⁶⁷⁾ こうした事実から「税の不払い者は少なくしかも減少している」というラッセルの認識は、議会の課税権という憲法原則が堅持されていたことを軽視する事実誤認であると思われる。

翌1629年1月に、レヴァント会社は個々のメンバーに速やかに関税支払をするよう督促すべしという枢密院の通達があったもののそれに応ずることなく、問題となっているハンドレッドウェイト当たり2シリング2ペンスの付加関税ばかりでなく干しへドウに対する全関税の不払いを続けた。大権的課税である付加関税について不払いの抵抗をしていたレヴァント会社が、議会承認を得ていないトン税・ポンド税の支払いも停止し、押収された差押え商品の取戻しに精力を注いだ。これを機に非議会的課税への抵抗はレヴァント商人の枠を超えて貿易商人全体に広まった。28年から翌年にかけてのチャールズ一世第3議会はトン税・ポンド税の承認を主要課題としていたにもかかわらず、逆に国王は陣容を整えた商人の「納税ストライキ」に直面することになった。

(63) Gardiner, *History of England*, vii,p.6.

(64) Popofsky,op.cit.,p.60.

(65) Russell, *Parliaments and English Politics*,p.400; C.D., 1629,,p.198.

(66) *Acts of the Privy Council*,July 1628-Apr. 1629,p.293.

(67) Popofsky,op.cit.,pp.60,n.62; C. S. P. V., 1628-9,p. 502,no.708.

三. 納税拒否者差押え問題と国王・関税官（請負人）分離案の挫折

・・チャールズ一世第3議会第2会期・・

関税不払い商人の訴追のため延期されていたチャールズ一世第3議会第2会期（1629年1月～3月）は、商人の鬱積した不満が表出する絶好の舞台となり、一気に憲法的危機へと進むことになった。トン税・ポンド税承認が議事に上ればそれに対抗して商人の苦情の表明が出された。商人の苦情は議会において非議会的関税批判として代弁され、それは1610年に俎上に上がった付加関税の合法性問題とも関係づけて取り上げられた。商人の「苦情の救済」の訴えは、庶民院が国王収入の最重要部門である関税のすべての形態に対する有効な承認権（管掌権）を求めることで大権的（非議会的）課税を終わらせる方向性をもっていた。⁽⁶⁸⁾

レヴァント商人で議員でもあるジョン・ロールは、関税不払いのために差押えられた商品の「原状回復令状」による取戻しがかなわなかったことを、第三議会第2会期の初めに訴えた。ロールの訴えは、差押え品に対する議員特権という強みを持っていた。ロールの訴えについての検討を進めるため1月22日に委員会が選出された。ジョン・セルデンやジョン・エリオットら庶民院指導者は、ロールによる議員特権（privilege）の主張は一般臣民の財産権（property rights）とも連動する憲法的重要性があると認識し、これを機に商人全体の「苦情の救済」に議会が尽力すべきと考えた。⁽⁶⁹⁾ 議会はロールの議員特権の訴えを取り上げ、議員であるロールの商品差押えは関税官（請負人）の議会に対する冒瀆でありその弁明をするよう召喚する構えを示した。1月24日に国王はこの動きに対して関税の合法性論議をはぐらかすスピーチをした。まず、あらためてトン税・ポンド税の治世冒頭からの徴収を法的に認める従来の方法・・「先任者がそうであり朕のこれまでもそうでこれからもそう認められる法を成立させる方法」・・で承認するように求めた。続けて国王は、トン税・ポンド税に対する国王大権を主張したことではなく、ただその税の「必要性（necessity）」のみを訴えただけであると言明した。⁽⁷⁰⁾ この「1月24日

(68) 関税に対する承認権・管掌権を議会が取得することは、「苦情の救済」を条件に「供与の承認（grant of supply）」を行うものであったと言えるかもしれない。しかし関税は即位時に慣習的承認がなされたから「国王私財」に属しており「歳入の承認（grant of support）」とすべきかもしれない。また付加関税は国王の絶対的大権の行使であったためそれを議定税とすることは劇的な変更である。しかし本来の関税（トン税・ポンド税）は議会が終身間承認する慣習に拠っていた。注（39）で述べた通り1625年の議会が付加関税論議が解決されるまでの臨時措置としてそれを1年間に限り承認したが、国王がそれを侮辱として拒否し議会承認のないままトン税・ポンド税の徴収を続けた。国王はそれを国王大権による（かあるいは「時効によって得た権限」による）として違法性の認識を持っていなかった。しかし議会はそれを議会の課税合意権侵害と取り、全関税に対する議会合意権の確認を求めていった。

(69) ジョン・ロールの商品の差押と「取戻訴訟」について次を参照。cf.D.S.Berkowitz, *John Selden's Formative Years Politics and Society in Early Seventeenth-Century England*(1988),pp.213-7;P.Christianson, *Discourse on History, Law, and Governance in the Public Career of John Selden, 1610-1635*(1996),pp.166-76; C.D., 1629, p.8.

(70) *Ibid.*,p.11.チャールズは議会に承認する権利があることを承知の上で、「必要」を理由に国王大権によって徴収を続けたが、ハリスは、同様のことは中世にも見られるとしてリチャード二世、ヘンリ四世、エド

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

の国王の言明」は、トン税・ポンド税を「権利」としてではなく「必要」を根拠に求めるもので国王としては大きな譲歩をしたことになる。これには議会における関税の合法性論議を交わそうという狙いがあった。しかし、庶民院はそれに動することはなく、国王が付加関税をトン税・ポンド税を承認する法律に含めることを警戒してトン税・ポンド税法の成立を延ばそうとした。1月26日にトン税・ポンド税法案を読会にかけるという国務卿ジョン・クックの提案を拒否した。庶民院はさらにトン税・ポンド税法案論議を遅延させるために宗教問題（アルミニウス派問題）に議論をそらした。「宗教問題は朕の問題(my affairs)・・トン税・ポンド税法の採決・・引用者)を阻害するだけのものであるのは奇妙である」と国王は議会の狙いを非難した。⁽⁷¹⁾その後2週間にわたるアルミニウス派論議は何の成果もなく収束し、1629年2月初めに議会は再び財政問題に戻った。⁽⁷²⁾

庶民院は、税不払い商人の商品が差押えられそれを「原状回復令状」によって取戻す試みが拒否された経緯を精査し、取戻し不可の決定をした財務府と差押え品を留め置いた関税官(請負人)に焦点を絞りこんだ。問題は次の2点であった。第1は、「国王にはトン税・ポンド税に対する国王大権はない」という「1月24日の国王の言明」に照らして、商品差押えは救済(原状回復)されるかどうかであり、第2は、関税請負人による商品差押えは国王の認可を得たのかどうかということであった。ここで国務長官ジョン・クックが「1月24日の国王の言明」を無視して「トン税・ポンド税に対して国王大権はある」と言い出したことに対して議会は厳しい反論をし、クックに謝罪を求めエリオットは「議会に議席を持つ資格なし」と非難した。⁽⁷³⁾議会は翌週、ロール、チェンバーズ、フォークら不払い商人に対する財務府と星室庁の起訴(information)を検証し、星室庁の起訴状はトン税・ポンド税を権利としてでなく必要性によって求めるという「1月24日の国王の言明」と矛盾するとした。⁽⁷⁴⁾商人が支払いを拒否した税に対して国王大権がないことを国王が認めたにもかかわらず国王の役人がなぜ差押えまでするのか。庶民院の言い分は、財務府の指示はこれまで「商品の没収はトン税・ポンド税(の不払い)についてのみなされる」というものであり、今の場合、トン税・ポンド税に対する議会の承認はなされていないからこの慣例は無効であるというものであった。⁽⁷⁵⁾

ワード四世の事例を挙げている。G.L.Harriss,'Medieval Doctrines in the Debates on Supply', K.Sharpe(ed.),*Faction and Parliament*,(1978),p.98.

(71) 国務卿クックは1月28日に「宗教問題を優先するという見せかけでトン税・ポンド税法案を先延ばしていること国王は気付いている」と述べている。C.D., 1629, pp.32,247.

(72) C.Thompson, 'Divided Leadership of the House of Commons', Sharpe(ed.),*Faction and Parliament*, pp.282-3.

(73) C.D., 1629, pp.32-3.

(74) Ibid.,pp.137-8.

(75) Ibid.,pp.62-3,142-4.

第2の問題は、違法な徵稅をし不払い者の商品を差押えた關稅請負人の責任如何というものであった。エリオットは、請負人の活動が国王のためになく自らの利益のためのものであったと告発した。⁽⁷⁶⁾ 議員たちは国王の令状でもって徵稅がなされたか否かを確認しようとした。国王令状によって徵稅がなされたのなら請負人の行為は「正当化」されるため、問題は手続上の隘路に陥った。財務府は2月14日に、商人たちが差押え品取戻しのために国王を相手取って「原状回復令状」を用いるのは妥当な方法ではないという通告を再度出した。これによって裁判所に訴えることが無駄であることが明らかとなり、庶民院のとるべき選択肢は狭まった。しかも關稅徵收請負人のドーズは尋問に対してロール（レヴァント商人兼議員）の商品を差し押さえるのに請負人としてではなく国王の役人ないし關稅徵收官として行動しただけであると弁明した。⁽⁷⁷⁾

徵稅請負人による不払い者の商品差押えは国王の役人としての正当な行動であるという弁明を押し返す方途を、議会は見出さなければならなかつた。セルデンが見出した方途は徵稅と差押えを峻別することであった。国王からの委任状がロールの商品への課稅についてだけであつて差押えについてのものでなく、關稅徵收請負人による商品の没収は彼ら自身の利益のために行つたのであり逸脱した私的行為になる。この峻別を根拠に庶民院は、国王を巻き込むことなく請負人を処罰し商人への損害賠償を実現する道を探つた。⁽⁷⁸⁾ 關稅徵收請負人と政府との間で結ばれた請負契約は差押えの権利を認めていなかつた。前貸しすべきアドバンス額、請負期間、上納すべきレント額が決められ、さらに戦争や伝染病など不慮の事故があれば「徵收欠損」としてレント額は減ぜられて請負人の利益を損ねることはない定められていた。今の場合、違法な税に対する不払いについても「徵收欠損」の訴えが有効なのではないか。それなら請負人が差押えをする必要も権限もないことになる。⁽⁷⁹⁾ 国王が署名した請負契約に商品を差し押さえる条項がない以上、庶民院は差押えをした請負人の訴追を進めるのにためらいはなかつた。⁽⁸⁰⁾ セルデンによる徵稅と差押えとの峻別によって差押えは国王との関係ではなく商人と請負人との間の問題となり、差押えは不当で原状回復が妥当ということになりロールの議員特権によ

(76) エリオットは次のように請負人を批判した。「大きな障害となつてゐるのは、さきの商品を、国王が権利放棄し關稅請負人(customers)に委ねた (disclaiming all interest for themselves) 国王への税(を受納する)ためだけに(差押えて)留め置いていいるというかれらの供述書であり、さきの關稅について5万ポンドのアドバンスをしたとしてもかれらがただ自らの利益のためにだけにさきの商品を留め置いているのは明らかである。」*Ibid.*,p.142.

(77) *Ibid.*,p.156.

(78) *Ibid.*,p.165.

(79) *Ibid.*,p.87.

(80) *Ibid.*,pp.162-3.

る没収品取戻しは確かなものと考えられた。(81)

星室庁に喚問されたフォーク、チェンバーズ、ギルマンらの商人は、議員でなかつたけれども議会によってロールと同じ議員特権を拡大適用されたが、伝統的に理解された議員特権は商人全体を包括するものではなかつた。ロールの場合でさえ、議員特権は議会の停会中の国王による差押えを前提としていたので疑義がもたれる余地はあつた(82)。ロールの場合、なにゆえ強引に事が進められたのか。それによって臣民の財産権という神聖な憲法原則へ議員をまとめることができると考えられ、さらに国王とその役人（請負人）とを分離する契機になると思われたからである。差し押さえとその実行者を処罰することで、国王を免責しその役人を非とする妥協的中間策が可能と思われたのである。国王は、ロールの議員特権によって差押え品の返却がなされるべきという庶民院の主張に同意して、国王の役人が違法行為をしたことを事実上認め、直接自らが罪を負うことを避けることができた。これによってトン税・ポンド税を従来通り議会の賛同を得て確保する通路が開けることになると思われた。また国王の役人（=請負人）の違法行為を処罰することで、国王は自分に対する庶民院の不信感を希薄化することもできたかも知れない。たしかに、「1月24日の関税に対する国王大権を否定する言明」後も裁判所を通じて不払い商人に対する追及を止めず、また『権利の請願』の公表をめぐってあいまいな姿勢を続けた国王に対する不信感は募っていた。しかし国王役人の処断によってその不信感を弱めたかも知れない。(83) 役人の処断と差押え品返還とによって、国王はトン税・ポンド税支払に抵抗することで差し押さえや貿易混乱などの経済的損害を受けていた商人の不満をやわらげその歓心を買うこともできたかも知れない。国王が関税請負人（関税官）の処断と差押え品返還という条件をのめばトン税・ポンド税の議会承認が可能となつたかも知れない。(84) 1628年に、5つの補助税承認が『権利の請願』に対する国王の最終合意を得る契機となつたのと同様の「取引」が成立するかも知れない。「苦情の救済」と「供与の承認」の取引が典型的に成立するかも知れない。議会は、ラッセルの描くような「否定的で、無責任で、妨害主義者で、報復好きの組織」で、ひたすら国王の貧窮化を図るものであったのではなく、「苦情の救済」がなされれば気前よく「供与の承認」を行つたのである。「財布の支配」を堅持しつつ自らの財政的責任を果たす「互恵」精神を忘れてはいなかつた。(85)

しかし事態は国王の豹変によって一変した。国王が自己とその役人を分離する妥協案を拒否

(81) *Ibid.*, p.232.

(82) Popofsky, op.cit., p.66.

(83) E.R.Foster, 'Printing the Petition of Right', *Huntington Library Quarterly.*, xxxviii(1974), pp.81-3.

(84) Popofsky, op.cit., p.66.

(85) Russell, *Parliaments and English Politics*, p.414.

したのである。これによって国王とその役人を分離して後者に責任を取らせ、それを見返りに関税を承認するという妥協は水泡に消えた。国王役人への攻撃は国王自身への攻撃の煙幕であると国王は見なした。自身の不人気な政策に対する責めを「君側の奸」に負わせるのを潔しとしない姿勢はその治世に一貫したものであった。特定の政策に対する責めを国王の役人に帰せることは国王政府を分裂させるものと考えた。28年6月に会計官ソーサーを一時的とはいえ投獄した轍を踏むことなく、国王は2月23日に關稅官（請負人）の行為の責任は直に自らが負うことを明らかにし、議会が追求していた国王と役人の分離策を破綻させた。國務卿ジョン・クックは次のように纏めている。国王は「關稅官（請負人）の行為と国王の利害を分離することを」拒み、關稅官は「国王の命令とその特別の指示によって」行動したのであるから、庶民院は「統治において国王に直にかかわる」事柄において役人を追及することはできない、と。⁽⁸⁶⁾

国王が關稅官にのみ罪を負わせることを決然と拒否し、國務長官クックも同じことを復誦したため、議会は打ちのめされた。議会は袋小路に追い詰められ議員は狼狽した。ロバート・フェリップスは何をすべきか判断がつかないと言い、議会には「恐ろしい沈黙」が支配した。⁽⁸⁷⁾

「恐ろしい沈黙」は議会に一時停滞を生み、その間隙に宗教問題（アルミニウス派問題）が再浮上したが、それが国王と庶民院の対立の主因ではもちろんなかった。關稅問題が基底にあり、その打開のために議会が提示した国王とその下吏を分離して後者を処断するという妥協案を国王が拒否したため（2月23日）、その後の庶民院の議論は重苦しいものになった。議員らには国王の頑迷さに対する絶望感が広まった。セルデンは「当議会の自由の基礎が問われている」と言い、チャールズ・プライスは「王国の命運もまた瀬戸際にある」と言った。ハンフリー・メイはこの袋小路を「（庶民院）は特権の極みと理解し国王は主権の極みととっている」と直截に言った。⁽⁸⁸⁾ この睨み合いは二つの特権の均衡の上に成り立つ混合王政にとって、妥協による均衡を見出せない危機的な状態を表していた。

ポポフスキイは、この時の国王と庶民院の交渉における憲法的袋小路に宗教問題（アルミニウス派問題）は重要な要因ではなかったとし、それを重視するラッセルを次のように批判する。⁽⁸⁹⁾ 確かに2月11日に任命された宗教問題副委員会は『アルミニウス派抑圧を求める批判文書』をまとめた。⁽⁹⁰⁾ これは關稅承認との取引材料としてではなく一般世論への訴えを意図していた。国王への提出を予定したものであったが、それまでのチャールズの宗教政策からして受け

(86) C. D. 1629, pp.167-8.

(87) Ibid.,pp.95,168-9.

(88) Ibid.,p.169. メイはこの時ランカスター公領大法官の職にあった。T.Venning, *Compendium of British Office Holders*(2005),p.305.

(89) Russell, *Parliaments and English Politics*,p.406.

(90) cf.,Gardiner, *Constitutional Documents*, pp.77-82.

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

入れられる可能性はもとよりなかった。したがって、『批判文書』に盛られた要求を受け入れるという国王の譲歩がトン税・ポンド税承認の取引材料として議会から示されたとは言い難い。取引は、アルミニウス派抑圧要求についてではなく、ロールの議員特権の擁護、不法な関税の徴収と不払い者の商品を差押えた関税官（請負人）の処罰、差押えを受けた商人への補償についてであった。国王がこれら関税に係る要求を拒否した2月23日に両者の対立は極点に達した。その1週間後の3月2日に、冒頭に引いたモロアの言うとおり、エリオットらは国王と厳しく対立する関税問題にアルミニウス派の「陰謀」の告発を入れ込んだ『三箇条の決議 resolutions』をまとめ、閉会しようとする議長を議長席に力ずくで抑え込んで『決議』を成立させた。⁽⁹¹⁾ 国王は3月10日に強権的に議会を解散し、エリオットら『決議』作成者を投獄した。3年後エリオットは「イングランドの法と自由の殉教者」として獄死した。⁽⁹²⁾

議会の承認のない関税を賦課し徴収するものを「王国と公共社会の主敵」とする庶民院の『決議』が実効性を持つかどうかは、同税の負担を実際に負う貿易商人との同盟の成否にかかっていた。チャールズ一世第3議会第2会期における庶民院の国王に対する憲法的批判は商人層との同盟が支えとなっていた。商人が違法な関税の不払いの意思を固めている限り、国王は関税が議定税であることの再確認を求める庶民院の主張を無視することはできなかった。しかし、庶民院のこの要求を認めることは、すべての関税（トン税・ポンド税ならびに付加関税）に対する承認権・管掌権を議会に移譲することを意味した。ただ、国王は、あくまで頑なにこの要求を拒み続ければ、いずれ貿易商人は折れて庶民院との同盟は維持困難となるという見通しを持っていた。貿易商人の経済的苦境（不払いによる差押えや貿易の萎縮）を救うとともに憲法的大義を守り抜く新たな議会が開かれない限り、商人は際限なくこの苦境を甘受しなければならなくなる。貿易商人はこれに耐え切れず納税に応ずるようになっても、庶民院はそれを止めるだけの「充分な弾薬を持っていなかった。」⁽⁹³⁾

事実、3月10日の議会解散とともに貿易商人と庶民院の「政略結婚」は揺らぎ始めた。商人の苦境と議会の大義を再度結び付ける新たな議会が開かれる保証はなく、1629年の庶民院の『決議』が商人の納税拒否の抵抗を支え続けることはなかった。これは28年の抗議文とは違っていた。⁽⁹⁴⁾ 29年3月27日に国王は布告を出して、トン税・ポンド税の徴収をあからさまに批判する庶民院を咎め、関税の支払いに抵抗するものを禁圧すると告示した。⁽⁹⁵⁾ この布告は

(91) *Ibid.*,pp.82-83.

(92) Kenyon, *The Stuart Constitution*,pp.51-3; Hulme, *The Life of Sir John Eliot*,pp.287-301. トレヴェリアン（大野真弓監訳）『イギリス史2』122頁。

(93) Russell, *Parliaments and English Politics*,p.414.

(94) 前出147頁。Popofsky,op.cit.,p.58.

(95) *Stuart Royal Proclamations*, ii, *Royal Proclamations King Charles I, 1625-1646*, ed.J.F.Larkin(1983)pp.226-8.

「納税ストライキ」の腰を折る効果を持った。しかしそれでもなおしばらく納税拒否が続いたことに留意すべきである。イタリア大使（コンタリーニ）は4月6日の報告で、「通常、（関）税から日々500ポンドを得ていた国王は、この3週間に30ポンドも得ていない」としている。⁽⁹⁶⁾ コルチエスターの一商人は、「国王と来るべき議会が合意する関税なら支払う」がそれまでは関税を支払わないとした。⁽⁹⁷⁾ トン税・ポンド税は、その支払いが「臣民の権利と自由を危殆に落としいれる・・付加関税と同類であると（一般に）見なされている」という具申も枢密院に上げられていた。⁽⁹⁸⁾ ウィリアム・レイクは、「税関の関税残高は底をつくばかりで、従来関税から支払われていた経費はいまや財務府から支払われている」、さらに納税拒否の「伝染病」はエセックスの織元のような地方の生産者にまで広がり、「頑なな気風は全王国の商人の胸ばかりでなくすべての細い血管にまで入り込んでいる」としている。多くの小商人が、庶民院の『決議』が関税を支払う者を「王国と公共社会の主敵」とした「エリオットの虚偽威し Eliots *brutum fulman*」に圧されて納税をためらい続けたことも事実であった。⁽⁹⁹⁾

マーチャント・アドベンチャラーズは、納税拒否で貿易が停滞している時にこうした小商人から毛織物を底値で買い集め、それを「かれら（マーチャント・アドベンチャラーズ）が出荷し（た際に）求められる（関）税を支払った場合、来るべき議会でかれらが（「王国と公共社会の主敵」として）危険な目に合わないことを国王が保証する」よう枢密院に請願した。ただ、この請願提出の可否について、マーチャント・アドベンチャラーズ内での採決はわずか2票差で可となった。⁽¹⁰⁰⁾ このことは貿易商人の間で納税か拒否かが相半ばしていたことをうかがわせる。

東インド会社は、理事であるモーリス・アボットの意見に従い国王に協力し関税を支払うことをすでに決めていた。⁽¹⁰¹⁾ 5月までにリンカーンの主教は「われわれの商人は平常に戻り始め政治家の新しいやり方にいや気がさし彼らは商人に再び戻った」と述べている。⁽¹⁰²⁾ レヴァント会社は、8月に干しブドウへのハンドレッドウェイト当たり2シリング2ペンスの付加関税と不完全徴収税を廃止するようにとの国王への請願を再度出したうえで納税に応じた。⁽¹⁰³⁾

マーチャント・アドベンチャラーズ、東インド会社、レヴァント会社など独占的貿易会社は

(96) C. S. P. V, 1629-32, p.8, no.12.

(97) Popofsky, op.cit., p.70.

(98) C. S.P.D., Addenda, 1625-49, p.340.

(99) Popofsky, op.cit., p.70.

(100) C. S.P.D., 1628-9, p.550.

(101) cf. R. Brenner, *London Merchants and the English Revolution: Commercial Transformation and Politics, 1550-1653* (1990), ch. V, VI. アボットは28年9月の税関倉庫に押し入り差押え品の大半を持ち去った「暴挙」のリーダーである。

(102) リンカーン主教の国務卿ドーチェスター男爵ダドリカートンへの報告。Popofsky, op.cit., p.70.

(103) ibid., p.71.

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

国王との癒着を存立条件とする典型的な「初期独占」であった。だが議会が承認していない違法な関税をめぐって、独占的貿易会社と庶民院は急接近して同盟関係を結んで抵抗した。「初期独占」の一半が国王から離反する構えを示したのである。しかし29年3月の議会解散を機にその同盟は揺らぎ、種々の貿易会社は違法な税の支払いに妥協的に応ずる姿勢を見せた。しかし、ヴェネチア大使(ソランゾ)は議会解散後の10月に次のような観察をしている。「多くのものが（関税）支払いに応じているが、他の多くのものはなお（納税）を拒否している。（「王国と公共社会の主敵」という）非難に晒されるのを避けるためばかりでなく、（納税することが）自由の権利を侵犯する深刻な罪であると心底から信じたためである。」⁽¹⁰⁴⁾憲法原則に基づいて抵抗したチェンバーズやヴァサルら急先鋒は、屈辱的に納税するよりも下獄を選んだ。チェンバーズは1629年5月に星室庁から投獄と罰金2000ポンドという判決を受けた。チェンバーズは税關に3000ポンド相当の自分の商品を差し押さえられたまま30年12月になお獄中にあって、差押えた関税請負人を「なんと貪欲な奴らめ“What stomachs have some men!”と詰った」という。⁽¹⁰⁵⁾しかし納税拒否を頑なに続けることはやはり困難でチェンバーズのような英雄的な事例はやはり少なく、フォークも結局持ちこたえられずに29年11月に納税している。それでも納税拒否を続ける貿易商人は絶えず、枢密院は同月にロンドンの荷役が商品を港に搬入するのを阻止する措置を取っている。⁽¹⁰⁶⁾ヴェネチア大使ソランゾは議会解散後ほぼ1年たった30年2月になお次のような報告をしている。一般臣民は、国王が関税を入手し続けているのは「国王が所有する十分に根拠のある権利によるのではなく個々の人々が諦めているからである。」⁽¹⁰⁷⁾貿易委縮の負担に耐え切れずやむなく関税支払に応じた商人は少なくなかったであろう。しかし、納税拒否の商人を議会が支援する同盟関係は29年3月の議会解散によって崩れはしたもの解散後1年たってもなお憲法原則から納税を拒否する商人は跡を絶たなかったのである。修正主義史家はこの点を留意しない。

1629年3月10日に議会を解散したことについて、チャールズ一世は『解散理由書』(Declaration Showing the Causes of the Late Dissolution)を出し、臣民の正当な権利と国王大権との憲法的均衡を破ったのは庶民院であると非難した。⁽¹⁰⁸⁾29年1月24日の議会でチャールズ国王は、「トン税・ポンド税に対して国王大権はない」と言明したが、第3議会の解散後、この権利放棄(disclaimer)の発言を撤回した。トン税・ポンド税は権利として国王のも

(104) C. S.P.V., 1629-32, p.205, no.257.

(105) Popofsky, op.cit., p.71.

(106) *Acts of the Privy Council, May. 1629-1630*, p.173.

(107) C. S.P.V., 1629-32, p.290, no.108.

(108) Gardiner, *Constitutional Documents*, pp.83-99.

のであり、およそ 200 年にわたる慣習によって保証されており、これまでの国王も同税の徵収を議会の承認に先行して行ったこともある。権利放棄の発言は庶民院への甘辞であり、「(庶民院の) 機嫌をとるためにこれまでの国王が決してしなかったようなあまりにも卑屈にへりくだつ」せいである。トン税・ポンド税に対する議会が主張する権利は「意図的にことを混乱させるために持ち出された思いつきか難癖である」。⁽¹⁰⁹⁾ こうした国王による議会の課税承認権の否定は、庶民院が新国王即位時に終身間の関税を承認してきた慣習を否定するもので、反作用として庶民院を国王大権と議会特権の憲法的均衡を破る極へ追いやるものであった。国王大権と議会特権が均衡をなす二元性 (*dominium politicum et regale*) が混合王政の根本であり両者の互恵 (reciprocity) が崩れれば体制危機に直面する。⁽¹¹⁰⁾

小括

関税は、新王即位時に議会が終身間承認するという慣習が守られる限り国王と議会の調和の象徴であったが、両者が専一的課税権を排他的に主張すれば対立の象徴となる。関税をめぐる互恵性の破綻は、国王の大権的徵税と議会課税権との正面衝突を意味し雌雄の決着をつけなければならなくなる。しかし、1629 年の庶民院は正面衝突を避け、国王を免責し納税拒否商人の商品差し押さえをした関税官（請負人）を処罰し、差押えられた商品の持ち主である貿易商人への補償（返還）を要求する妥協案を示した。ただこの論点変容が、両者の対立の憲法的意味を曖昧にすることはなかった。違法な関税に抗議して支払いを拒否した商人の商品を差し押さえたのは、関税官（請負人）の独断であって彼らを処罰し商人への補償をさせるべきであり、国王の責任は不問にする。こうした議会側の妥協案を国王が受け入れなかつたのである。国王が妥協案を拒否したことは混合王政の均衡と互恵性を大きく毀損した。商品差押さえという苦情が救済されればトン税・ポンド税の議会承認はあったと思われる。しかし国王と役人の一体性を主張してその芽を国王自身が摘んでしまった。「違法」的税の徵収と商品差押さえ問題をめぐる国王の非妥協的姿勢は、その反作用として庶民院において関税問題を苦情中の苦情へと押し上げた。それはトン税・ポンド税に限らず、1606 年のベイト事件で問題となった大権的付加関税に対する苦情とも結びついた。さらに関税問題が、26 年から 28 年の強制公債と徳金の議論や『権利の請願』承認の経緯と絡み合って、議会の合意なき財政負担は臣民の権利を侵犯するというより広い憲法論が力を得るようになった。29 年の庶民院の『決議』に見られる非議会的税の違

(109) *Ibid.*, p.92; Popofsky, op.cit., p.72.

(110) 国王大権と議会特権の均衡が破れ相互が排他的になることで二元的な混合王政は危機に瀕し、絶対王政か制限王政（あるいは共和政）かという正反対の一元的体制に転成する。酒井『混合王政と租税国家』91、92 頁。

憲性に対する議員らの頑なな姿勢はその系である。大半が土地所有者から構成されていた庶民院が貿易商人にかけられる間接税にかくも強い関心を持ったことは驚くべきことではない。間接税の最終的負担は土地所有者に転嫁されることを議員=土地所有者は認識していた。ノイが言ったように「商人が支払ったものを我々（土地所有者）が支払う」という認識があった。⁽¹¹¹⁾ ただこうした租税転嫁以上に重要であったのは、付加関税やトン税・ポンド税を無制限に賦課する権限が国王に認められれば、国王が議会から財政的に独立して絶対王政が可能となるという憲政的危機感であった。

1629年の会期冒頭（1月20日）に国王側がその「正規化（regularize）」を求めるトン税・ポンド税法案について、臣民の「苦情の救済」を重視する庶民院は議論するどころか読会に付すことすら拒否した。「正規化」とは慣習を強化して「苦情の救済」との取引を回避することであろう。議会はそれに応じなかつた。議会と国王双方のこうした行為は、「苦情の救済」と「供与の承認」の交換による国王の絶対的大権（absolute prerogative）と臣民の絶対的財産権（absolute property）の互恵的調整の機会を失わせた。⁽¹¹²⁾ そこでチャールズは同年1月24日に議会を動かそうとして、問題の関税に対する自己の大権を押し出さず「必要」性を訴えた。権利問題の回避をはかったのである。しかし、トン税・ポンド税の議論は、関税請負人の差押え行為に対する庶民院の追及と差押え物取戻しの議員特権論議というトピックに紛れてしまった。こうした議論は法技術的に狭いものであった。しかし、前出の国王の『解散理由書』（3月10日）が示しているように、国王と議会の対立の基本である憲法的意義を曖昧にはしなかつた。庶民院の観点からみて、28年の会期における『権利の請願』議論において、議会の承認のない国王の財政的賦課から臣民の権利を守ることは十分に確認されていた。29年の庶民院は少なくとも何らかの臣民の権利の保証（苦情の救済）のない国王のトン税・ポンド税要求を認めようとはしなかつた。かくして差押え品の原状復帰などの商人の具体的な苦情論議は、恣意的課税の違憲性というより基本的な問題に連結されていた。1629年の会期に、議論は多岐にわたつたが、その基底でやはり「絶対的王権と絶対的所有権が向き合っていた」のである。⁽¹¹³⁾

シャープは、前期スチュアート期では「国王を批判する争点、不満、苦情は一貫したものではなく変化に満ちており、確固として取組まれた批判的計画ではなく転変する状況の産物であった」と述べている。⁽¹¹⁴⁾ 1629年の議会のリーダーがトン税・ポンド税をめぐる国王との論争

(111) C. D., 1629, p.142.

(112) Popofsky, op.cit., p.73. cf., J.P. Sommerville, *Politics and Ideology in England, 1603-1640* (1986); P. Christianson, 'Political Thought in Stuart England', *H. J.*, xxx (1987).

(113) Sommerville, *Politics and Ideology*, p.151.

(114) K. Sharpe, "Revisionism Revised", in Sharp (ed.), *Faction and Parliament*, 2nd edn (1985), p. xiii. 引用箇所はこの書物の第2版に追加された序文のもの。ここではポポフスキイ論文からの重引である。

において差押えに対する商人の苦情を持ち出したのは転変する状況が生んだ一つの産物に過ぎないということになる。しかし、1610年以來、国王の恣意的課税に対する「苦情の救済」が議会において一貫して求められてきた。換言すれば「確固として取組まれた批判的計画」はあったのである。1629年に庶民院のリーダーが商人の申し立てを受けて「苦情の救済」を訴えたという事実は、ラッセルの言う議会の妨害主義や無能によるものではなかった。⁽¹¹⁵⁾ 庶民院のリーダーたちは、国王との妥協点を見出すべく理にかなった試み（国王とその役人の分離）をした。その試みが受け入れられなかつたので、制限なき国王大権の行使に対する抗議を議会は国民に訴えたのである。庶民院のリーダーたちにとって、トン税・ポンド税論争の根底にある憲法原則こそ基本的なものであった。修正主義史家の中心論点である議員と宮廷の関わり・枢密顧問官の不和・地元利害との関係は、緊要な国民的問題論議において大きな意味を持っていなかつた。1629年の議会において修正主義史家は宗教問題（アルミニウス問題）を重大視するが、それが議会運営の手段として利用されることはあっても庶民院の財政問題に対する断固とした取組の脇にあつたとすべきである。

さらに1629年2月のトン税・ポンド税の重要な論議は、フランスとスペインとの戦争の講和がまじかに期待されるなかで行われたのであり（29年4月の対仏スーサ講和条約、30年11月の対西マドリッド講和条約として実現）、戦費の需要の低下が見込まれた中で議会は「財布の支配」すなわち課税承認権の大義を主張したのである。戦費調達のための国王の求めに「妨害主義者」としていたらずに抵抗したというラッセルの説明は当を得ていない。⁽¹¹⁶⁾

チャールズ一世第3議会第2会期（1629年）の議会での関税をめぐる激論と国王による突如の解散は清教徒革命による国王政府の破綻の予兆であったのか否か。両者の連続性を否定する修正主義史家の主張は次のようにある。29年の解散から短期議会召集までの11年間の親政＝無議会時代に、29年議会で問題となつた関税をはじめその他付加関税や船舶税などの違法的ないし大権的な賦課の徴収は難なく続けられた。この行政的成功をもつて、29年の議会論議を一過的で重要度の低い「混乱」と見なしそれと40年代の内乱との連続性を否定する。⁽¹¹⁷⁾ 親政

cf.do. 'Ideas and Politics in Early Stuart England', *History Today*, xxxviii(1988), p.48.

(115) Russell, *Parliaments and English Politics*, p.412.

(116) J.J. Reeve, 'The Arguments in King's Bench in 1629 Concerning the Imprisonment of John Selden and Other Members of the House of Commons', *J.B. S.*, xxv(1986), pp.267-8; Popofsky, op.cit., p.74. 1628-9年のチャールズは叔父のデンマーク王クリスティアン4世への軍事支援に熱心で、議会と国王の決裂はイングランドの戦力を際限なく不具にする打撃となつた、というのがリーヴの見解である。ポポフスキイは国王のデンマーク支援は1629年会期の庶民院では切迫する国民的必要とは見なされなかつた、従つて議会がその時課税承認権の主張をしたのはことさら「妨害主義者」としてふるまつたのではない、としている。

(117) 「行政史的接近と社会史的接近」の対比、「業務から歴史が生じる」とするのか「遅らせる要素」（K.v.ラウマー、千代田寛訳『自由と国家権力』（1970年）、27頁）を重視するのかの対比について次を参照。議会の課税承認権が行政的近代化を「遅らせる要素」として機能したことの積極的意味を認識すべきと思わ

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

期財政の行政的成功を破綻させたのはスコットランドとの主教戦争の勃発という外的条件であって憲法原則の持続的生命力によるとは理解しない。しかし議会の課税承認権・「財布の支配」によってこそ国民の財産権は守られ専制政治は抑止されるという確信は、11年の無議会時代に消失することなく潜伏的に持続していた。1640年の短期・長期議会において、1606年の付加関税の合憲性が争われたベイト裁判で問題となった合意なき課税の違法性の主張がそっくり再現された。それは28年の『権利の請願』や、29年の『決議』の議論においても再現されていた。この課税・財政的苦情こそ内乱勃発の基礎的要因であったことは否定できない。国王とその関税官（請負人）が治世を通してトン税・ポンド税を「合法性の装いもなく」賦課することで臣民の自由を破廉恥にも侵犯したとする1641年の『大諫奏』は、「合意なければ課税なし」という庶民院の確信が11年間の親政とそこでの行政的成功によっても風化し腐食することはなかったことを示している。⁽¹¹⁸⁾

混合王政は国王と議会の「互恵」による均衡によって成り立つ。関税をめぐる「互恵」とは、議会が国王即位時に終身間の関税を慣習的に承認し、国王はそれを海上防衛・貿易護衛に用いるということをさしている。ただ慣習的であったことと終身間の承認であったことは議会の課税承認権の決定的な弱性であった。また国王大権によってすなわち非議会的に既定関税に追加される付加関税は1606年のベイト裁判で合憲判決を受けていた。ただ付加関税の合法性に対する疑念は消えず、議会の批判と貿易商人の不満は連携しつつ止むことはなかった。1625年には議会は付加関税論議を優先して関税承認はとりあえず終身間でなく1年に限った。チャールズは1年限定を侮辱と取って議会の承認を受けることを拒絶し、不可除の収入源である関税の徴収を国王大権によって続けた。議会はこの合意なき関税の徴収に抗議を続けた。加えてバッキンガムによるスペイン・フランスとの戦争政策の失敗は税収の使途に対する疑念と批判を呼び、議会はチャールズが求める関税承認を控えた。さらに戦争の遂行は、強制公債・恣意的逮捕・市民への軍法適用・軍人の民家宿泊強制など臣民への不当な圧迫を加えた。これらの戦争にまつわる圧迫とともにさきの付加関税・未承認関税の徴収続行に対する批判が相乘的に激化し、これらが『権利の請願』にまとめられた。こうした苦情の救済の実行を「関税の承認」のため交換条件に仕立てるという「取引」が議会の戦術となった。議会には、「苦情の救済」がなされれば（トン税・ポンド税と付加関税と一体化した「関税率表」を議会主導で作成して）関

れる。酒井『混合王政と租税国家』58頁、注(16)。1634-39年の船舶税の行政的成功と政治的失敗について酒井『船舶税』を、16-7世紀アイルランドの関税業務の行政的成功と政治的失敗について酒井『財政史』第一章補論参照。

(118) Grand Remonstrance 18, in Gardiner, *Constitutional Documents*, pp.210-11. 酒井「財布の支配」117-8頁。

酒 井 重 喜

税を承認する用意はあった。国王困窮化自体を目的とはしていなかった。混合王政の「互恵」を議会はわきまえていたのである。しかしこの「互恵」は 1629 年議会では結実しなかった。チャールズ国王が 29 年 1 月に、トン税・ポンド税の「正規化」を議会に求めたのは、その慣習的（＝取引的でない）承認を求めたものであった。国王は、1625 年の議会の 1 年限りの関税法承認を侮辱として拒絶し議会の合意のないまま関税徵収を続けたが、これは国王大権の行使として法的瑕疵はないとした。『権利の請願』に盛られた「苦情の救済」を取引条件とする議会の姿勢は、国王には慣習を破る議会の課税権の不当拡大と思えた。逆に、議会の承認のない関税について、国王が自らの課税大権を主張して徵収を続けたことは、議会にとって自らの課税権の否定するものとして容認できなかった。即位時の無条件的な関税の終身間の承認という慣習を主張する国王と、付加関税・未承認関税徵収や戦争政策にまつわる種々の苦情の救済を取引条件とする議会とは衝突せざるを得なかった。この正面衝突を回避するために、一時国王は関税に対する大権の「放棄」を言明し財政上の「必要」を前面に出して関税承認を求めた（29 年 1 月）。しかも議会は不法関税の徵収と不払い商人の商品の差押えの責めを関税官（請負人）に負わせ、国王を免責するという妥協案を出したため正面衝突は一層回避されるかに思えた。しかし国王は「国王と徵税人の分離」という議会の妥協案を拒否した（29 年 2 月）。国王のこの頑なな姿勢に反発した議会は、29 年 3 月に強引に不法関税批判の『決議』を成立させた。国王はこれに対抗して議会を解散し、1 月の「権利放棄」の言明を撤回し国王固有の大権で関税徵収することを宣言した。その後 11 年間の無議会時代が続き、その間議会が承認しない関税・付加関税をはじめ徵發権收入・後見権收入・船舶税・フォレストの財政活用などからなる超議会的「財政封建制」がとられた。スコットランド戦争によってそれが立ちいかなくなり、短期議会と長期議会の召集がなされたが「財政封建制」への批判はなされても財政協力は得られず内乱へと突き進んだ。1629 年の議会解散から 40 年の議会召集までの 11 年間、国王大権の恣意的行使に対する臣民の財産権擁護というの憲法原則は、議会という舞台を奪われながらも社会の基底で脈々と受け継がれ内乱という劇的なかたちで再表出した。29 年の関税論争は 40 年の長期議会での論争と基底において連続していたと考えるべきと思われる。

参考文献

- Acts of the Privy Council, Jan.-Aug. 1627, Sept. 1627-June 1628, July 1628-Apr. 1629, May 1629-1630.*
- Calendar of State Papers, Domestic, < C.S.P.D. と略記 >, 1627-8, 1628-9, Addenda, 1625-49.*
- Calendar of State Papers, Venetian, < C.S.P.V. と略記 >, 1626-8, 1628-9, 1629-32.*
- A Complete Collection of State Trials, compiled by T.B. Howell, < state trials と略記 >, ii, pp. 382-94.*
- Common Debates, 1628*, ed., R.C. Johnson, M.F. Keeler, M.J. Cole and W.B. Bidwell (1977-8), < C.D. 1628 と略記 >, ii, iii, iv.
- Common Debates, for 1629*, ed., W. Notestein and F.H. Relf (1921), < C.D. 1629 と略記 >.
- S.R. Gardiner, (ed.) *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1623-1660* (rep. 1979).
- J.P. Kenyon, *The Stuart Constitution Documents and Commentary* (1966).
- Proceedings in Parliament, 1610*, ed., E.R. Foster, (1966), < PP, 1610 と略記 >, ii.
- Proceedings in Parliament, 1614 (House of Commons)*, ed., M. Jansson (1988) < PP, 1614 と略記 >.
- Proceedings in Parliament, 1625*, ed., M. Jansson and W.B. Bidwell (1987) < PP, 1625 と略記 >.
- Journal House of Commons, < C.J. と略記 >*, i.
- Historical Collections*, ed. Rushworth, i.
- Stuart Royal Proclamations, ii, Royal Proclamations King Charles I, 1625-1646*, ed. J.F. Larkin (1983).
- Ashton, R., *The City and the Court, 1603-1643* (1979).
- Ashton, R., 'Conflicts of Concessional Interest in Early Stuart England', in D.C. Coleman and A.H. John (eds.), *Trade, Government and Economy in Pre-Industrial England* (1976).
- Berkowitz, D.S., *John Selden's Formative Years Politics and Society in Early Seventeenth-Century England* (1988).
- Brenner, R., *London Merchants and the English Revolution: Commercial Transformation and Politics, 1550-1650* (1990).
- Christianson, P., *Discourse on History, Law, and Governance in the Public Career of John Selden, 1610-1635* (1996).
- Christianson, P., 'Political Thought in Stuart England', *Historical Journal*, 30 (1987).

- Cogswell, T., 'A Low to Extinction? Supply and Redress of Grievances in the Parliaments of the 1620s', *Historical Journal*, 33-2(1990).
- Croft, P., 'Fresh Light on Bate's Case', *Historical Journal*, xxx(1987).
- Cust, R., *The Forced Loan and English Politics 1626-1628*(1987).
- Dietz, F.C., *English Public Finance, 1558-1641*, (1964)
- Elton, G.R. , 'The Stuart Century' in G.R.Elton(ed.),*Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*,(1974),ii; do 'A High Road to Civil War', *ibid.*
- Foster, E.R., 'Printing the Petition of Right', *Huntington Library Quarterly.*, xxxviii(1974).
- Gardiner, S.R., *History of England*, vi (1965) .
- Harrison, G.A., 'Innovation and Precedent: A Procedural Reappraisal of the 1625 Parliament', *Eng.Hist.Rev.*,cii(1987).
- Harriss, G.L., 'Medieval Doctrines in the Debates on Supply', in K.Sharpe(ed.),*Faction and Parliament*,(1978).
- Hexter, J.H., 'Power Struggle, Parliament and liberty in Early Stuart England' *Journal of Modern History*, I(1978).
- Hirst, D., 'Revisionism Revised: The Place of Principle' *Past and Present*,no.92(1981) .
- Hirst, D., 'Parliament ,Law, and War', *Historical Journal*,(1988).
- Hulme , H. ,*The Life of Sir John Eliot, 1592 to 1632*(1957) .
- James, M. ,*Social Problems and Policy During the Puritan Revolution 1640-1660*(1930).
- Pearl, V., *London and the Outbreak of the Puritan Revolution: City Government and National Politics*(1961) .
- Popofsky, L.S., 'The Crisis over Tonnage and Poundage in Parliament in 1629',*Past & Present*,126(1970) .
- Prestwich, M., *Cranfield: Politics and Profits under the Early Stuarts*(1966).
- Rabb,T.K. and D.Hirst, ' Revisionism Revised: Two Perspectives on Early Stuart Parliamentary History ',*Past and Present*,no.92(1981).
- Reeve, J.J., 'The Arguments in King's Bench in 1629 Concerning the Imprisonment of John Selden and Other Members of the House of Commons',*Jl.Brit. Studies*,xxv(1986).
- Roskell, J.K., 'Perspectives in English Parliamentary History ',in E.B. Fryde and E. Miller(eds.),*Historical Studies of the English Parliament, 1399-1603*(1970).
- Russell, C., *Parliaments and English Politics*(1979).

チャールズ一世第3議会第2会期の関税論議

- Russell,C., 'Parliamentary History in Perspective,1604-1629', in C. Russell, *Unrevolutionary England 1603-1642*(1990).
- Russell, C. , 'The Nature of a Parliament in Early Stuart England', in H. Tomlinson(ed.), *Before the English Civil War*(1983) .
- Russell, C., 'Parliament and the King's Finances', in C.Russell(ed.),*The Origins of the English Civil War*(1973) .
- Sharpe, K. , 'Parliamentary History, 1603-1629': In or Out of Perspective?, in K.Sharpe, (ed.),*Faction and Parliament: Essays on Early Stuart History*,(1978).
- Sharpe, K. , 'The Personal Rule of Charles I', in Tomlinson(ed.),*Before the English Civil War*(1983).
- Sharpe, K., 'Ideas and Politics in Early Stuart England', *History Today*, xxxviii(1988).
- Sommerville, J.P., *Politics and Ideology in England,1603-1640*(1986).
- Supple, B.C., *Commercial Crisis and Change in England,1600-1642*(1970).
- Tawney, R.H., *Business and Politics under James I*(1958).
- Thompson, C., 'Divided Leadership of the House of Commons', in K.Sharpe(ed.),*Faction and Parliament*,(1978).
- White, S.D., *Sir Edward Coke and The Grievance of the Commonwealth*,1621-1628(1979).
- Wood, A.C.,*A History of the Levant Company*(1935).
- Zaller, R., ' The Concept of Opposition in Early Stuart England ',*Albion*, xii(1980).

モロア(水野成夫・小林正訳)『英国史』[下]、(1993年) 新潮文庫

グリーン(和田勇一訳)『イギリス国民の歴史完』(1987年) (J.R.Green, *Short History of the English People*(rep.1926))

クライムズ(川北洋太郎、小松茂夫、杉原泰雄訳)『イギリス憲法史』(1965年) (S.B.Chrimes, *English Constitutional History*(1948))

トレヴェリアン(大野真弓監訳)『イギリス史2』(1974年) (G.M. Trevelyan, *History of England*(1981))

M.ドップ(京大西洋史研究会訳)『資本主義発達の研究』上巻(1954年)

隅田哲司『イギリス財政史』(1971年)

城戸毅「イングランド身分制国家の展開」、青山吉信編『世界歴史体系イギリス史1』(1991年)

浜林正夫「『初期独占』と市民革命」『社会経済史大系V』(1959年)

酒 井 重 喜

酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年)

酒井重喜『混合王政と租税国家』(1997年)

酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』(2005年)

酒井重喜「1620年代イギリス議会の『財布の支配』・・苦情の救済と供与の承認の一体性・・」

熊本学園大学『経済論集』第22巻1-2合併号(2015年)

Summary

Debate of customs of 1629's parliament of England

Shigeki Sakai

Customs, as far as its parliamentary grant for life and for the purpose of royal defense of the seas and the foreign trade was customarily i.e. automatically given to Kings who succeeded to the throne, was a traditional token of harmony and reciprocity between the king and his subjects. But in the case of which both claim the sole and exclusive right to levy customs, namely on the one side the prerogative right and on the other side the parliamentary privilege, it changed into the symbol of conflict and collision between them. 1629's parliament deferred the grant of the bill of tonnage and poundage until grievances which included unparliamentary taxation, billeting, arbitrary imprisonment and martial law over civilians, have been redressed. King did not cease the collection of the unparliamentary taxes by asserting the prerogative right to those. Commons violently passed the 'resolutions' which condemned those who levied and paid unparliamentary taxes as a capital enemy of the Kingdom. Charles II, in defiance of the 'resolutions', dissolved parliament, and never summoned it until 1640. Under the 11 years 'Personal Rule', the claim of 'no taxation without consent', namely the right of property of subjects, was never forgotten and reemerged in Long Parliament like as in 1629's parliament.